

企業会計をめぐる諸問題について

栗田 照久

はじめに

ただいま御紹介にあずかりました金融庁企業開示課長の栗田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

皆様方におかれましては、常日ごろから企業開示、企業会計、監査に関する諸問題につきまして、御指導、御鞭撻を賜っております。改めて御礼申し上げたいと思います。また、本日は、このようなお話をする場を設けていただきましたこと

にお礼を申し上げます。

私のほうからは「企業会計をめぐる諸問題について」ということで、主として国際会計基準に関する諸問題についてお話をさせていただきたいと存じます。まず、日本における動向をお話しさせていただきます。ただいた後に、米国、それからIFRS財団の動きについてお話をさせていただきたいと存じます。

一、日本の動向

（企業会計審議会の中間報告）

まず日本でございますが、国際会計基準をめぐる問題につきましては、企業会計審議会ですっと議論がなされてまいりました。二〇〇九年六月に中間報告が出されております。そのときに何が決まったかといいますと、二〇一〇年三月期より、国際的に活動を行っている上場企業に国際会計基準を任意に適用すること、国際会計基準を使いたい方はどうぞということになったわけでございます。さらに、とりあえず二〇一二年をめどに、上場企業の連結財務諸表への国際会計基準の強制適用の是非を判断することが報告書では述べられているわけでございます。

（企業会計審議会の中間的論点整理）

その後、二〇一一年六月から、国際会計基準の適用に関しまして企業会計審議会で議論が再開されました。約一年間の議論が行われて、昨年の七月に中間的論点整理が公表されております。中間的論点整理は、資料1（文末に添付）としてお手元に配付させていただいているところでございます。これについてまず御説明させていただきたいと思えます。

この中間的論点整理は、ざっと見ていただくとわかりますように、明朝体の少し大きな字で打つてあるところと、ゴシック体の少し小さな字で打つてあるところがございます。このゴシック体で打つてあるところは、審議会における委員の方々の御意見を要約したもの、明朝体の部分は、その御意見を踏まえて審議会として全体的にどう考えるかということを書いてある部分でございます。

す。

まず、全体的なところを申しますと、一ページの二パラ目になりますが、「現時点において、いくつかの論点について委員の意見になおかなりの隔たりがあり、最終的な結論が出ているわけではなく、さらに審議を継続して議論を深める必要があるが、これまでの主な議論を整理すると、以下のとおりである」とされております。

審議会でもかなり活発な議論がなされましたけれども、残念ながらといいますか、様々な意見がまだ錯綜している状態でございまして、一つのところに集約していくまでに至っていないところです。それまでの議論を整理すると以下のようになるということ、その下のパラグラフで、「わが国の会計基準は、これまでの努力の結果として高品質かつ国際的に遜色のないものとなっております、欧州より国際会計基準と同等であるとの評価も受

けているが、今後とも、国際的な情勢等を踏まえ、会計基準の国際的な調和に向けた努力を継続していく必要がある。その際には、引き続き、以下で述べる連単分離、中小企業等への対応を前提に、わが国会計基準のあり方を踏まえた主体的コンバージェンス、任意適用の積上げを図りつつ、国際会計基準の適用のあり方について、その目的やわが国の経済や制度などにもたらす影響を十分に勘案し、最もふさわしい対応を検討すべきである」とされているわけで、ここが総論になるわけでございます。

（会計基準の国際的調和）

次に、各論について順次説明させていただきます。

まずはじめに「会計基準の国際的調和」について述べております。この点については、審議会に

においても比較的議論が一致していたところがございます。二ページの真ん中あたりのところに書いてありますが、「国際的な市場であるわが国資本市場で用いられる会計基準は、国際的に通用する高品質なものであることが必要である。また、会計基準の国際的な調和に向けた努力は継続する必要がある」、日本基準を高品質化するような会計基準の変更については、前向きに対応することが適当である」と述べられておりまして、この点については審議会でもほとんど異論のなかったところでございます。

（国際会計基準の適用）

それから、二番目の「国際会計基準の適用」、ここが審議会の議論の一番コアになるところでございますが、この点についてはさまざまな意見が出されました。したがいまして、審議会の意見が

紹介であるゴシック体のところも非常に長くなっているわけでございます。

それをまとめるとどういうことになるかといいますと、五ページ目の下に要約したところがありまして、「諸外国の状況をみると、各国の制度や経済状況などを踏まえて、IFRSの導入に関しては様々な対応が模索されている。わが国においても、国際情勢を踏まえつつ、わが国の制度や経済状況などに最もふさわしい対応が検討されるべきである」ということです。

総論として、海外でもIFRSの取り入れ方はさまざまでございます。いわゆるアドプションという形でそのまま適用している国もありますし、一部をカーブアウトといいますか、除外した形で適用している国もある、あるいは自国基準を残して、その中身を国際会計基準に極めて近づけていくやり方をしている国もあります。それぞれの国

によりやり方は少しずつ違うということで、我が国もそれと同様に日本に最もふさわしい方法を検討すべきであるということです。総論としてはそういうことですけれども、何が最もふさわしい方法かというところが、実はかなり意見が分かれるということでございます。

その後の段落で、「わが国における I F R S 適用のあり方についての議論を深めるためには、まず、I F R S のどの基準・考え方がわが国にとつて受け入れ可能であり、どの基準・考え方は難しいかを整理することが必要である。そのことは、国際的にわが国の立場を明らかにすることにも資するものである」と述べられております。これまでの審議会の議論は、どちらかというと総論的、抽象論的な話が多かったわけですが、今後各論に入っていくと申しますか、具体的に I F R S のどのような考え方あるいはどういう個別基準が日本に

とって受け入れられないのか、あるいは受け入れるとすると修正が必要になってくるのか、そういう各論の議論が必要になってくるということが述べられているわけでございます。次のページに行っていたきますと、六ページの上の二行目、「さらに実務的に検討を進め、今後の審議会の検討に際してそれを参考にしていくことが重要である」ということで、この点が宿題の一つになっています。

それからもう一つ、その下に「I F R S の適用に関しては、投資する際の利便等を踏まえ、市場開設者において、I F R S を適用する市場と日本基準を適用する市場とを区分することについて検討してほしいとの要望が聞かれた」ということです。これは審議会で一部の委員の方から出された意見ですが、日本の今の市場を分割して、国際会計基準を使う市場と日本基準を使う市場とに分け

たらどうかという発想でございます。この考え方の基本にあるのはヨーロッパの発想でございまして、EUでは、EU指令によりましてEUの規制がかかる国際的な市場に上場する企業は国際会計基準の適用が求められます。逆に、それ以外のドメスティックな市場については、どの会計基準を使うかは各国が判断できるということで、例えばドイツやフランスは、自国の基準の適用を認めているという状況がございます。そういう考え方を日本に適用するとういう考え方になるのかなということですが、この点については、基本的には証券取引所の考え方の問題になってくる面がございますので、ここではそういう要望があったということを記載させていただいているわけでございます。

(単体の取扱い)

それから、七ページの4「単体の取扱い」というところがございます。これが昨年までの一年間で、審議会で比較的議論が進んだ部分ですが、そのまとめが九ページの上のほうにございます。「国際的には連結財務諸表がより重視される一方、単体財務諸表については、会社法、税法、その他の規制等との関連に配慮が必要となる。連単はあくまで一体が原則であるとの指摘もあるものの、既に連結での米国基準やIFRSの使用が許容されてきているように、連結会計基準の国際的な調和の過程において、いわゆる連単分離が許容されることが現実的であると考えられる」ということで、ここは一つ議論が進んだところでございます。

これまでの国際会計基準をめぐる議論の中で、一つの大きな課題と言われていたことが、国際会

計基準を単体財務諸表に適用するとなると、会社の配当規制や税法の規制、日本の場合は確定決算主義で、財務会計で計算された数字をもとに税の計算がなされるということなので、こちらに及ぼす影響が非常に大きいのではないかという議論がなされておりました。そういうことがありまして、ここでは連結と単体を分離して、今後は連結財務諸表について検討を進めましょうということとでございます。単体の財務諸表については今までどおり日本基準を適用する、連結財務諸表については国際会計基準の導入をどうするかということを検討しましょうという趣旨でございます。

それから、その下に「また、単体開示のあり方については、会社法の開示をも活用して、企業負担の軽減に向け、どのような対応が可能かに関して検討を行うことが適当である」ということが書かれています。これは連結と単体の議論をしてい

く中で出てきた意見の一つです。米国は、連邦法では連結財務諸表しか作成を求められていないということがあります。日本の金商法でも、いつも単体の開示をやめてしまえば、連結・単体の話は少なくとも金商法レベルではすっきりするのはないか、単体がなくなるので連結だけ考えればいい、それは作成サイドである企業の負担の軽減にもつながるだろうという御意見がありました。

他方で投資家サイドから見ると、単体情報の中にも有用な情報があるのでないかということで、そっくりそのまま単体財務諸表の情報がなくなってしまうことに関しては違和感があるという御意見もありました。この点が一つ宿題になっておりまして、今後どうしていくのか検討することになっていきます。

(中小企業等への対応)

次の5「中小企業等への対応」、これも審議会ではほぼ異論なく一致を見たところでございます。「上場していない中小企業等の会計については、IFRSの影響を受けないようにする」とこれまでの方針を維持することが適当である」ということです。結局、今後は上場企業の連結財務諸表に関してIFRSを適用するかどうかという議論に絞るということで仕切られたわけでございます。

(任意適用)

あとは6「任意適用」でございます。この点については一〇ページに少し書いてあります。任意適用については、先ほど少し申し上げましたように、二〇一〇年三月期から認められております。本年三月期で、一〇社がIFRSで開示されるこ

とが今のところ予定されております。さらに、この先二〇一四年三月期あるいは二〇一五年三月期に、IFRSを適用することを公表されている企業あるいは報道ベースで適用予定とされている企業は二〇社近くございますので、合わせて三〇ぐらいの企業が、今そういう方向になっているというのが現状でございます。国際的に見て、その数は多いか少ないかと言われれば、IFRSを適用している国の中では非常に少ないという情勢は変わりないということでございます。

一〇ページのところでは、「これらの意見を踏まえ、IFRS適用に関しては引き続き審議を継続する一方、現行制度の下で、IFRS適用の実例を積み上げるとともに、その中で、どのような点が具体的にメリット・デメリットとなるのかを十分に把握し、それに対応するための取組みを検討・実行していくべきである」ということが述べ

られておりまして、IFRSの任意適用の積み上げを図っていく、その中で具体的にどういう点がうまくないのか、あるいはどういう点を改善すればいいのかというところを検討していきましようというのが、中間的論点整理に書かれている状況でございます。

昨年の七月時点の企業会計審議会の到達点は、今申し上げたような状況にあるということでございます。

二、アメリカの状況

次に、アメリカの状況はどうかということを御説明させていただきたいと存じます。国際会計基準の問題を日本で議論するときには必ず、米国がどうかということが議論になります。というのは、これまでの経緯から言っても、二〇〇九年に

中間報告が出た時点では、米国は国際会計基準を遠からず適用するのだという方向に議論が進んでおりました。ところが、リーマンショックがあつて、米国が二〇一一年になってやや方向性を変えてきたという点がございます。もう少し慎重な検討が必要なのではないかという方向に変わってきました。それを受けて日本でもやや議論が一方的ではなくなったといえますが、さまざまな意見が多く出されるようになって、一昨年から昨年にかけて企業会計審議会で議論した結果、今申し上げたように、最終的な結論を得るには至っていないというわけでございます。

(米国SECの最終スタッフ報告書)

ちょうどこの中間的論点整理が出た直後ですが、昨年の七月一三日に、米国のSECは最終スタッフ報告書(資料2)というものを公表してお

ります。ここではどういことが述べられているかと申しますと、〈IFRSの適用方法〉と書いてあるところですが、「SECスタッフは……『IFRSを全く取り込まない』という選択肢から、『国際会計基準審議会（IASB）が公表したIFRSをそのまま適用する』方法まで、様々なIFRSの取り込み方法について検討を行った」、「このうち、IASBが公表したIFRSをそのまま取り込む方法は、多くの米国資本市場関係者から支持されず、また、主な資本市場で採用されているIFRSの取り込み方法とも異なることが明らかとなった」ということで、後段については、先ほど少し申し述べましたように、諸外国ではIFRSをそのまま使うというよりは、少し修正して使う国が多いという状況を述べているのだと思います。そのようなことで、米国でもIFRSをそのまま全面的に採用するという方法は支

持されないということでございます。

「このため、SECスタッフは以下の三点も踏まえ他の方法の検討を行った」ということで、そこに三点を掲げさせていただいております。「IFRSをエンドースメントすることにより、IASBの基準設定に対してより影響力を行使することが可能」になる。「時間をかけてIFRSを取り込むことで作成者の負担を軽減することが可能」になる。それから、『「米国会計基準」という用語の変更に伴い大きな負担が発生」ということを踏まえて検討を行ったということです。

その結果どうかというのが最後の丸のところですが、「IASBが公表したIFRSを米国でそのまま適用する方法への支持は少ないものの、単一の高品質でグローバルな会計基準という目的に米国がコミットしていることを示すことができ、別のIFRS取り込み方法には潜在的に多く

の支持が得られると考えられる」ということで、極めて抽象的な言い方になっております。

このレポートが出る以前に幾つかSECからレポートが出ておりまして、そこでは、米国の考え方として米国基準は残すということが割にはつきり述べられております。米国の場合は法律あるいは契約において、米国基準にのっとつてという条項が非常に多いということが言われております。

もし米国基準をなくしてしまうと、そういうところの修正に猛烈なエネルギーが必要になるということが指摘されております。

米国基準は残しつつ、そこにIFRSを順次取り込んでいくという考え方がいいのではないかと一時提案されたことがあります。それは米国基準の中にIFRSを取り入れることによって、国際会計基準に近づいていきながら、時間をかけることで関係者の負担を軽減できるのではないかとい

う考え方だったわけでございます。今回の最終の報告書では、そこははっきりと書かれておりません。そういうやり方にまだ含みを残す言い方になっているということですが、はっきりとした結論は出ていないということです。ございます。

(SECスタッフによる分析の結果指摘されている主な事項)

それから、次の二ページ目、三ページ目が、特にレポートの中で指摘されている点でございます。これは何かといいますと、国際会計基準の問題点であり、米国が国際会計基準を導入しようとするときに、恐らく課題になるであろうということが並べられております。逆にこういう課題をクリアしないと、米国はなかなかIFRSの適用に行けないということだと思えます。

簡単に申しますと、一番目は「IFRSには未

整備の分野がある」。特に料金規制業種とか保険についての体系が整備されていないということを問題にしております。それから、二番目は、国際会計基準の解釈というのが非常に重要になってくるわけですが、その解釈を担当している「解釈指針委員会の活動が不十分である」ということ。三番目は「IASBは各国基準設定主体のより積極的な利用を考慮すべき」ということでございます。

四番目は「IFRSに基づき作成されている財務諸表にはばらつきがある」ということを述べております。これは日本でも議論になるのですけれども、国際会計基準に統一したから財務諸表の比較可能性が高まるかどうかということに疑念を呈する意見があります。国際会計基準というのは原則主義という考え方でございまして、米国のように一々細かい数値基準があつて、この基準に該当

したらこうで、この基準に該当したらこうで、と書いてあるわけではなくて、大きな考え方、原則が示してあつて、その中で企業が自分に合うように会計処理を行うという発想になっています。その基準の中で、企業がこういう会計もできるし、こういう会計もできる、という余地がかなりあります。実際問題として企業によつてその違いが出てくるので、必ずしも比較可能性が高くないという意見があります。要するに、日本基準、米国基準、IFRSと並べた場合には、なかなか比較できないところがあるわけですが、ではIFRS適用企業だけを並べた場合に比較がしつかりできるかというと、必ずしもそうではないということはこれまでも言われているところで、この点は米国でも問題になっているところでござい

ます。

五番目は、米国の基準設定主体が「IFRSの

エンドースメントを行うなどにより、米国市場・投資家を保護するためのメカニズムを構築することが必要」ということです。これも日本で議論になるのですが、国際会計基準をそのまま適用するとなると、国際会計基準をつくっているIASBが決めたなら、そのとおりやらないといけなくなつて、各国は自分たちの市場、自分たちの投資家を保護するための方策を適用できなくなるという問題が指摘されています。そこでエンドースメントという手続を踏むことによって、場合によっては修正するということを言っているわけでございます。必要があれば、IASBがつくったIFRSを一部修正して自国に取り入れるメカニズムがあつたほうが良いという議論でございます。この点は日本でも非常に議論になっているところでございます。

六番目は、IFRS財団に資金を拠出している

国は非常に少ない、あるいは大手監査法人からの資金拠出に依存していることが問題だということ述べておりますが、米国がお金を十分に出してないので、IFRS財団は非常に苦労しているという面があります。その米国が資金拠出に文句をつけるというのは、いかがかという面もあるので、すけれども、恐らく米国は、一番最後の大手監査法人からの資金拠出が大きいということを問題にしていると思っております。

IFRS財団は各国からお金を出してもらっているだけではなくて、大手監査法人からもお金を出してもらっております。米国のSOX法では、米国の会計基準設定主体の運営費は、時価総額に基づき証券発行者間で公平に配賦されていなければならぬということが決められておりまして、要は監査法人からお金をもらうことができない規定になっております。これはあくまで米国基準の

話であつて国際会計基準の話ではないですけれども、もし、その議論を国際会計基準にも当てはめようとすると、監査法人からお金が出ていることが問題だということだと思います。

最後に、投資家のIFRSに対する理解にばらつきがあるということを問題視しております。

この米国のスタッフ報告書が出るときに、各国の関係者の間で一番の注目点は何だったかという、これはあくまでスタッフのレポートですが、SECの委員あるいは委員会に対するリコメンデーションがいつてくるのかどうかでございました。リコメンデーションがあるということは、スタッフとしてはこう考えるから、委員会での案を検討してくださいということになるのですけれども、この報告書にはそのリコメンデーションはつきませんでした。裏を返して言う、恐らく委員会に上げても賛成を得られるものではなかったの

だろうということでございます、よつて、スタッフとしてもリコメンデーションは出せなかったのではない、これは巷間そういうふうに言われているということです。

(今後の見通し)

今後の見通しはどうかということですが、米国のSECは、年末にシャピロ委員長が交代されまして、今ウォルター委員長ですが、次はもうホワイト氏が指名されております、議会の同意が得られれば、ホワイト氏が今度の委員長になるということです。この方は検察出身で、会計の分野の出身の方ではないということでございます。それから、SECの委員は、今一名欠員が生じております、これがいつ埋められるのかということがまだよくわからない。そのような体制の中で、まだSECはほかにやるべきことがあると言

われておりまして、この会計の問題について、少なくとも今年の早い時期に大きな方針を決めることはできないであろうというのが大方の意見でございます。ということは、しばらく米国は会計の分野では大きな動きはないのではないかと、今のところは言われているということでございます。

三、IFRS財団の動き

次に、IFRSをつくっておりますIFRS財団の動きについて若干お話をさせていただきたいと思います。これは資料3でございます。

(IASBの今後の戦略的方向性・作業計画(市中協議)中協議)

そこに「IASBの今後の戦略的方向性・作業計画(市中協議)」と書いてございますが、IA

SBは、一昨年の七月にアジェンダ・コンサルテーションというものを公表しまして、一昨年の十一月の終わりまでパブリック・コメントを実施しておりました。このアジェンダ・コンサルテーションは、IASBが、今後三年間の戦略的方向性及び全体的な将来の作業計画のバランスについて、広く関係者の意見を求めるというものでございます。要するに、IASBは今後どういうことに力点を置いて作業をやっていくのかを決める、あるいはその前提として、各国の関係者の意見を求めるという手続でございました。

(日本からのコメント)

これに対応しまして、日本でもASBJ、経団連、日本公認会計士協会等々から意見が出ているわけでございますが、日本サイドから意見を出す前に、国内の主要な関係者、金融庁も含めまし

て、FASF、ASBJ、経団連、日本公認会計士協会、日本証券アナリスト協会、東証、法務省、経産省の方々が集まりまして、この点については随分議論をいたしました。というのは、このパブリック・コメントに対して日本サイドから意見を出すときに、いろんな関係者が別々の意見を出していく、あるいは矛盾した意見を出していくことになる、今後それをもとにしてIASBでは将来の方向性を決めるわけですが、日本の立場は極めて軽く扱われることになりはしないか、バーゲニングパワーが落ちないかという懸念があります。それよりは、日本の意見がある程度まとめて同じものを出していけば、それはIASBとしても軽視できないのではないかということがあって、関係者で議論した上で各団体が意見を出したということです。

その意見は各団体によって少しずつ違うわけで

すが、資料4にASBJ、日本の基準設定主体が出した意見書をつけさせていただいています。これが日本の関係者の一番オーソドックスな考え方といえますか、関係者の合意ができている考え方ということでございます。

意見は幾つかあるのですが、二ページ目の質問1(b)の2のところは、一つの日本の考え方でございます。「我々は、IASBが識別した二つの区分(『財務報告の開発』及び『既存のIFRSの維持管理』)のうち、今後、三年間は、『既存のIFRSの維持管理』に重点を置くべきと考える」。それから3で「これまで一〇年間のIASBの活動は……基準開発の活動が間断なく続けられてきた。今後、IFRSが変わり続けることは、特にこれからIFRSの適用を考えている企業にとって、IFRS採用の重大な障害となり得る。したがって、安定的なプラットフォームの構

築を優先することがIASBにとつての喫緊の課題となると考える」ということでございます。

これはどういうことかというところ、これまで国際会計基準はどんどん新基準が開発されてきたわけですが、日本からすると一旦休憩して落ちついてほしいといいますが、どんどん新しいものが出てくると、IFRSを採用しようとする企業もどんどんシステムを変えていかないとけないという問題があつて、とてもじゃないけど、そういう状況のもとで国際会計基準を導入しようということにはならない。一度新規の開発は絞つて、既存のIFRSの維持管理に焦点を当ててほしいというのが、日本の大方の関係者の意見でございます。それに関連して、その下の(b)「IFRSの解釈に関する取組みの充実」ということで、新しい基準をつくるよりも、既存のものの解釈をきちんとできるような体制をつくつてほしいということ

でございます。

それから、三ページ目に行きまして、5の(a)(b)、ここも重要なポイントです。一つは「概念フレームワークの改善」ということで、国際会計基準、米國基準もそうですが、個別の会計処理を定めた個別基準の前に、全体的な考え方を統括しております概念フレームワークというものがございます。その議論が重要になってくるということ、(a)の二パラ目に「特に、当期純利益の概念とOCIのリサイクリングについては……我が國の市場関係者にとつても非常に關心の高い分野であり、優先的に取り上げる必要があると考える」ということを述べております。

ここはちょっとテクニカルな話でございますが、日本基準と国際会計基準が基本的なところで大きく違うので、日本の関係者はここを非常に重視しているというわけでございます。国際会計基

準では、当期の業績をあらわすのに、一番基本の概念は包括利益でございます。包括利益というのはどういうことかというと、期首の純資産と期末の純資産を比べて、どれくらい増えたかが包括利益でございます。これが国際会計基準の一番基本になる定義だろうと思います。片や日本基準はどうかということ、当期純利益というのが利益の基本概念です。その年の収益から費用を引いて残ったものが当期純利益で、これが重要な概念になっているわけです。

両者で何が違うかというと、例えば有価証券の評価差額のようなもの、含み益のようなもの、その他退職給付関係の経理上出てきたものが入ってくるのですが、そういうものが差になってきます。その差は、OCIと言われる「その他の包括利益」という項目に全部積み上げられるので、包括利益と当期純利益との差は、その他包括利益を

見ればわかるということではあるのですが、ここで一つ、OCIのリサイクリング問題というのがございます。その他包括利益に入った利益、例えば有価証券の含み益というのは、国際会計基準上そこから出てこないといいますが、実際に含み益が実現される、有価証券を売って実現益になっても、その他包括利益のままです。日本基準では含み益というのは、売ったら当期純利益に入ってくるわけで、そのところは違いがあるわけです。

リサイクリングをするかどうかでいろんな点で変わってきますが、細かいので今日は省略させていただきます。そこは日本基準と国際会計基準を分かつ大きな違いになってまいりますので、この点については、日本ではきちんとリサイクリングをしてほしいという要望を出しております。

それから、もう一つ大きな要望は「開示フレームワークの確立、全体的な開示内容及び量の見直

し」ということです。国際会計基準は注記が非常に多いと言われておりまして、財務報告が膨大になってきます。注記が多いということは、作るほうも大変ですし、読むほうも大変だということでは、ここをもう少し整理する必要があるのではないかとというのが、日本の大方の意見でございます。

それから、最後の大きなところは四ページ目の一番下のところで、我が国の市場関係者に特に関心が高いものとして、(a)から(f)まで挙げております。先ほど申しましたOCIとリサイクリング、公正価値測定の適用範囲、開発費の資産計上、のれんの非償却、固定資産の減損の戻入れ、機能通貨、この辺が日本の関係者の非常に大きな関心事項であるということでございます。

公正価値測定につきましては、有価証券のかなりの部分は公正価値評価になっておりますが、国

際会計基準ですと、不動産あるいは有形固定資産でも公正価値評価を使うことができます。これは「できる」規定ですが、日本にはそういう規定はありません。また、有価証券の中でも非上場株については、日本では取得原価ですけれども、国際会計基準では公正価値測定が求められているところで違いがあります。日本からは、公正価値測定の範囲を明確にしてほしいというのが大きな要望になっております。

それから、開発費につきましては、国際会計基準では一定の要件を満たせば資産に計上しますが、日本では資産計上は認められず、全部費用になるということが違います。

それから、のれんの非償却。企業結合の際に生じたのれんについては、日本では一定期間で償却する必要がありますが、国際会計基準では毎年の償却は必要がありません。一定の事由が生じて、

その価値が大きく低下したときに減損すればいいということでございまして、これも日本基準とかなり大きな差があります。

このあたりが日本の関係者にとっては関心が深いところで、この点をきちんと議論してほしいというのが、国際会計基準を設定する際の要望事項になっているわけで、先ほど申しましたように、そういう要望を日本の関係者が協議した上で出したということでございます。

(IASBのフィードバック文書)

それに対して、昨年の一二月にフィードバック文書というのが出てきました(その概要は資料3、全文についてはIFRS財団のホームページ<http://www.ifrs.org/>を参照)。これはIASBが各国の提出した意見について、それを取りまとめて回答してきたということでございます。この

各国の提出した文書自体も見ることが出来るわけですが、日本が言っているような意見に割と近い意見が多かったと考えております。

IASBのフィードバック文書では、大きく五つぐらいの要請があったと書いてあります。一つ目は、「当面は、基準の過度の改訂を行わない、比較的落ち着いた期間を設けるべきである」、これは日本の発想と全く同じでございます。それから、「概念フレームワークの改訂作業を優先すべき」、「対象を絞り基準改善を行うべき」、「基準の適用とメンテナンスに対してより注意を向けるべき」、これらも日本の主張と同じです。それから、「新基準開発時の方法を改善すべき」、これは先ほど申し上げませんでしたけれども、これも日本の考え方に近いということでございまして、日本の意見が取り入れられたというか、日本の言っていることと諸外国の言っていることは割に同じだった

たということでございます。

それを踏まえて、今後IASBは以下の三つの分野に焦点を当てていきますと述べております。

具体的に言いますと、一番目が基準の適用とメンテナンスを重視していくということ、二番目に概念フレームワークの開発をやっていきますということ。概念フレームワークにつきましては、かなりアグレッシブな目標を立てておりまして、二〇一三年六月に討議資料を公表して、二〇一五年九月までには最終化するということで、この手の議論にしては非常に早いと考えております。一つの基準を開発するのに一〇年もかかるような話が多いのですが、その前提になる概念フレームワークをこの二年ほどの間にやってしまおうというわけですので、これは非常に急いでやろうという、ある意味では意気込みが伝わってきます。三つ目は少数の主要プロジェクトということで、先ほどあ

りましたように、新しい基準の開発は対象を絞って行うということ。そこでは、二つのことが出ております。一つ目は、アメリカの基準設定主体でありますFASBとのMOUあるいは共同プロジェクトとして、今やっている作業を優先してやりましょうということで、具体的には金融商品、リース、収益認識、保険というところでございます。この点は今継続になっているので、急いでやりましょうということです。

二つ目は、そのほかの新しいプロジェクトとして三つぐらい挙げております。一つは農業でございます。特に果実生成型の生物資産というのが挙げられております。二番目は料金規制業種、三番目は個別財務諸表における持分法の使用ということとです。

農業が挙がってくるのは、アジアの国々、マレーシアなどがそうですが、農業会計について疑

問を呈しております。この農業会計も先ほど申しました公正価値会計が使われておりまして、農産物、例えば果物を成長させるヤシの木とか、そういうものを公正価値で会計するのかということに關しては、日本の関係者もそうですが、アジアの関係者もかなり疑問を持っているということでございますまして、この点については優先的にやりましょうということですよ。

それから、二番目は料金規制業種で、電気とかガスとかそういうものですが、これはある意味アメリカとかカナダに配慮したということです。アメリカやカナダでは、電気とかガスに關して特殊な会計が認められております。もう少し具体的に言いますと、ある程度原料価格が上がってきたときに、料金を上げることが認められているということです。アメリカなどの会計では、その将来の値上がり分を先に取り込んで会計することができ

るというシステムがありまして、恐らくそれについて議論することになると思います。

そういう幾つかのものに絞って議論をしていきましようというのが、今のIASBのスタンスになっているということです。

(IASBの概念フレームワーク・プロジェクトについての誤解)

あとは若干の雑談になりますが、資料5は、フィードバック文書が出る直前の昨年の一〇月二六日に出された文書でございます。IASBの考え方について、世界で誤解があるのではないかということ、そういう誤解はしないでくれということを幾つか述べている文書でございます。

この文書自体は、日本に配慮されている文書ではないかと我々は見えております。例えば「IASBには、業績の測定値としての純損益を廃止する

という計画はありません」ということが述べられていて、これは日本が当期純利益を重視しているということに配慮したことではないかと見られます。それから、「IASBは、すべての資産および負債を公正価値で測定するよう企業に求めることは意図していません」ということが書いてあつて、日本の中では、何でもかんでも公正価値評価ということについて非常に違和感がありますので、その点について配慮したのではないかという表現になっています。これらは先ほど申しましたアジェンダ・コンサルテーションで日本が出した意見をよく踏まえているというか、配慮したものになっているのではないかと考えております。

(最近の動き)

それから、最近の動きとして、あと二点ほど申し上げさせていただきます。

一点目は、IFRS財団のアジア・オセアニア事務所が、昨年の秋、東京に開設されました。一月一五日に開所式を行いました、大手町のビルの一角を借りて事務所が設立されたわけでございます。これは日本にとっては、ある意味では非常に大きな出来事でございます。アジア・オセアニア事務所でございますので、日本の意見だけを発信するためのものではないのですけれども、アジア・オセアニア地域の意見を取りまとめる、リサーチ活動を行う、あるいはアジア・オセアニア地域の意見発信の拠点になることが期待されているわけでございます。そういう拠点を日本に持つてこられたということは、引き続き日本がこの地域の中核であるということが再確認された、そういう意味では日本の影響力が行使しやすい状況ができていくということでございますので、今後はこの拠点をうまく使つて、日本の意見も踏まえた

アジア・オセアニアとしての意見を発信していくことが重要になってくるのではないかと考えております。

それからもう一点、会計基準諮問フォーラムという話がございまして、資料6を用意させていただいております。これまで国際会計基準の開発というのは米国の影響力が非常に大きくて、先ほども申しましたように、IASBとアメリカのFASBとの間でMOUが結ばれていて、それに基づいて基準の開発が米国とIASBとの間のバイでやられているという側面があるわけでございます。今度新しく提案されています会計基準諮問フォーラムというのは、これまでのバイの枠組みから、どちらかというとマルチの枠組みを中心を持ってくるような話で、IASBと各国の基準設定主体との意見交換を行う場として、多国間の基準設定主体によるフォーラムを設立するというこ

とが提案されております。これは昨年の一二月一七日までパブリック・コメントに付されておりました。今年の一月に、IFRS財団の評議員会が香港で既に行われましたが、つい先週末、二月一日にフィードバック文書が出されておりました、基本的なことは変わらずに承認されたようでございます。

次のページを見ていただきますと、特にメンバー構成については各国が非常に気にしているところでございます。メンバーは一二ということ、アジア三、米州三、欧州三、アフリカ一、その他二になっております。メンバー設定に際しては、どういう点が重視されるかといいますと、テクニカルな能力、資本市場の規模、IFRS設定への貢献、人的・資金的なリソース、そういう要素を考慮して決めるということです。

このフォーラムが最終的に基準を決めるわけで

はなくて、最終的にはIASBが決めるわけでは
ございますけれども、恐らくそこでの議論という
ものが、実際に基準をつくる際に非常に重要な要
素になってくることは容易に想像できますので、
ここに入って意見を言えるかどうかということ
は、国際会計基準に、その国・地域の意見を反映
させることができるかどうかという意味で非常に
大きな試金石になってくると思います。今後は候
補者の募集を行って、これは二月二十八日が締め切
りのようでございますが、四月には第一回会合を
やるという話になっておりますので、恐らく三月
にメンバーが最終的に決まると考えております。

日本はどうかということですが、今申しました
ように、メンバー選定の際に考慮される要素から
見ると、日本は非常に優位な位置にいると考えて
おります。日本の基準設定主体の能力は非常に高
くて、国際的にも評価されているということでご

ざいます。資本市場の規模も、日本の場合は非常
に大きいですし、IFRS設定への貢献というこ
とでは、これまで日本は、IFRS設定のために
人も出し、金も出してきたわけでございます。そ
ういう点でも非常に評価されているということデ
ス。当然、日本の基準設定主体でありますASB
Jはこの候補に名乗りを上げるということで、最
終的には三月にメンバーが決定されることになる
かと考えております。

むすびに―日本の課題

今、縷々申し上げましたように、IASBのほ
うはかなり活発な動きをしておりまして、国際会
計基準の中身、あるいは設定の仕方ということに
関していろんな改革を試みようとしている状況に
あるかと考えております。片や米国については、

先ほど申し上げましたように、当面目立った動きは出てこないのではないかと考えられます。その中で日本はどうしていくのかということは、これからの非常に大きな課題になってくるわけでございます。

冒頭少し申し上げましたけれども、二〇〇九年六月の企業会計審議会の間接報告では、国際会計基準の強制適用の是非を、とりあえず二〇一二年をめどに判断することになっております。とりあえずのめどということなので、別に二〇一二年に拘泥する必要はないと思っているわけでございます。それよりは関係者の中できちっと議論を尽くして、みんなの総意となるような方向性を見出していくほうが重要だと考えておるわけでございますが、いずれにしても、日本としての今後の方向性を決めていかないといけないことは間違いがありません。

その際に、考慮すべき一つの大きな要因は海外要因でございます。特に国際会計基準というのはヨーロッパから始まって、今ではアジアの国でも使用しているところがふえてきているわけでございます。まして、韓国も適用に踏み切ったということで、一部カーブアウトとかそういうものはあります。シンガポール、マレーシア、香港も使っております。アジアの中では、少し立ち位置が変わっているのは中国でございます。中国は、自国基準を国際会計基準とコンバージェンスさせる、既にしたと言っているわけでございますが、よく見るとかなり違いがあるのではないかと見えます。インドも一時やると言っていましたが、その期限が延びているということで、インドの場合はどうなるのかよくわかりません。インドと日本が、アジアの大国の中で残っている感じがございます。

そういう中で日本としてどう考えるか。国際的に孤立するような事態は避けねばならないと考えておりまして、その点からどういうふうにしていくかということが一つのポイントかと思っています。

それから、国内的には関係者の意見を調整していくといえますか、作成者、監査人、利用者という方々の間で、先ほど来申し上げておりますように、今は意見にかなり差があるということでございます。今、この幅を少し縮めていかないと、結論を出していくのはなかなか大変かなと思っております。

この会計の話というのは、当局なり何なりが方針を決めて、これで行こうといっても、多分うまくいかない。関係者、実際に財務諸表をつくる人、それを監査する人、それを読む人がある程度納得していないと、いつからIFRSを強制適用しますと言ったところで、実際に混乱が生じる可

能性が非常に高いと考えております。もう少し関係者の納得、総意をつくっていかないと、なかなか次のステップというのは難しいかなと思っております。これからはその点が課題になってくると考えております。

私からは以上でございます。ご清聴ありがとうございます。ありがとうございました。（拍手）

東理事長 栗田課長、どうもありがとうございます。IFRSの動向について、日本、アメリカ、IASB、それぞれの立場あるいは方向性について大変わかりやすくお話をいただきました。

それでは、お時間をいただいておりますので、皆様から御質問あるいは御意見をいただきたいと思います。挙手願えればマイクをお持ちしますので、よろしく願います。

質問者A 本日は大変貴重な講演をありがとうございます。

ございました。

さきほどの講演の中で御質問があるのですけれども、米国の動向が非常に注目される中で今、米国の動きは特にない状況で、一方で我が国の企業会計審議会も議論を進めていかなければならないところだと思うのですが、米国の判断を待たずとも、企業会計審議会として日本の方向を出すこともあるのかどうかということについてお聞かせ願いたいと思います。

栗田 実はその点についても審議会では意見が分かれているところでありまして、米国は米国だから、日本としての方針を形成すべきであるという意見と、米国はやはり世界一の資本市場国であり、日本の会計はもともと米国に近いといいますが、米国を参照しながら会計基準をつくってきたというところもありますので、その米国の動向を見ずに、日本として方向を決めるのはいかがかと

いう意見があるという状況でございます。

我々としては、米国の動向というのは非常に重要なファクターだと考えておりますが、では米国が、例えば二年も三年も結論を出さなかった場合に、日本としてそれまで待てるか、あるいは待つべきかと言われると、そこは正直申しましてどうかと考えておりまして、しかるべき時期が来れば、日本として判断をせざるを得ない状況はあるかもしれないと考えております。

質問者B 大変勉強させていただきました、ありがとうございます。

最後のところで、アジア諸国の中で既に適用を開始している国の御紹介があったと思います。韓国では一年ぐらい前から上場企業の連結については全てIFRSを適用していると思うのですが、最近の報道を見ていると、日本と同じように、もともとのK-GAAPでは営業利益の情報をメ

インにして市場での規制もつくってきたので、IFRSを入れた後に営業利益の情報が前と同じように開示されないことによって、市場に大混乱が起きた。その後、K-IFRS自体をIFRS本体に矛盾が生じない範囲で改正したという報道があったのですが、今後日本でも同じようなことが起こったならば、そのような対応をされるという可能性はありでしょうか。

栗田 私の理解では、韓国はK-IFRSを導入するときに、IFRSでは求められていない指標ですが、営業利益という指標を残したと認識しております。日本でも営業利益、経常利益というのが市場関係者の間では人口に膾炙しているといえますか、非常に重要な指標として見られております。韓国当局はそれをなくすわけにはいかないという判断で、IFRSの中では求められていない営業利益というものを残したということでございます。

ます。実はこのところはややこしいところで、カーブアウトということで、IFRSにある基準の一部がその国に合わないから、その部分は適用しないというのはよくあるのですけれども、今回の営業利益の話は、IFRSにないものを入れるという逆の話でございます。ただ、これはオーストラリアなどでも同じような問題が起こっております。

最終的に、日本でまずIFRSをどうするか、適用するのかもしれないのかという議論があつて、するとした場合に、ではカーブアウトするののかどうかという議論とともに、営業利益とか経常利益といったIFRSにない指標を残す必要があるのかどうかということは、当然議論をしていかないといけない一つの重要なポイントになってくると考えております。

質問者C 貴重なお話ありがとうございました。

資料1の中間的論点整理にもあるように、「なぜ任意適用会社が増えないのか、その原因等についてよく吟味する必要がある」と。増えない理由があるかと思うのですけれども、何かインセンティブ等はお考えになっていらっしゃるのでしょうか。例えばSOX法の導入のときには、SECが大中小企業に分けて、開示時期を四五日から九〇日にするとか九〇日から一二〇日までにするとか、細かくは忘れましたが、そういう区分分けをされていたかと思うのですけれども、そういう観点ではいかがでしょうか。

栗田 今のところ、IFRSがなぜ増えないのか、どこが問題になっているのかという点については、実際にIFRSを適用されている企業、適用しようとして決めている企業もおられるわけですので、経済界や経団連でいろいろ議論をさせていただいているところでございます。そういう結果

を踏まえて、IFRSを導入した場合、どこが課題になるのかということは、検討作業をしていかなければいけないことだと思います。

インセンティブをつけるかどうかという話は非常に難しい議論でございます。例えばそういうインセンティブをつけるべきではないかという方もおられます。ただ、一方でなぜIFRSならインセンティブがつくのか、インセンティブをつけるとすれば、日本はIFRSを使っただけでいい、IFRSを使うべきだという前提にならないといけないという議論もあるわけです。今はその前段階が議論になっていて、日本はIFRSに行くべきなのか、IFRSというのは日本にふさわしい基準なのかという、まだその段階を議論しているところです。任意適用は増やしていくという方向にはなっているので、そのために何らかのインセンティブをといる議論もあるのですが、簡単

に結論を出せる話ではないと思っております。

東理事長 そのほか御質問あるいは御意見等よろしゅうございますか。

それでは、この辺で本日の「資本市場を考える会」はお開きにさせていただきますと思います。

改めて、栗田課長、本日はどうもありがとうございます。（拍手）

（くり） てるひさ・金融庁総務企画局企業開示課長

（本稿は、平成二五年二月四日に行われた講演会の記録で、文責は当研究所にある。）

栗 田 照 久 氏

略 歴

- 昭和62.3 京都大学法学部卒
- 昭和62.4 大蔵省入省
- 平成11.7 金融監督庁長官官房総務課課長補佐
- 12.7 金融庁総務企画部企画課課長補佐
- 13.7 金融庁総務企画局信用課課長補佐
- 14.7 金融庁総務企画局企画課課長補佐
- 15.7 スタンフォード大学客員研究員
- 17.7 国税庁大阪国税局課税第一部長
- 18.7 金融庁監督局総務課監督調査室長
- 19.8 金融庁総務企画局総務課企画官（金融担当大臣秘書官事務取扱）
- 20.8 金融庁監督局総務課監督企画室長
- 21.7 金融庁監督局証券課長
- 23.8 金融庁総務企画局企業開示課長（現職）

国際会計基準（I F R S）への対応のあり方
についてのこれまでの議論（中間的論点整理）

企業会計審議会総会・企画調整部会合同会議においては、昨年6月以降、国際会計基準について、会計基準に関する技術的議論に限定することなく、より広く、会計基準が多様な企業の経済活動や税法・会社法など周辺に存在する制度、金融・資本市場に与える影響等を勘案しつつ、約一年間にわたって審議を重ね、昨年8月に提示された主要検討項目に係る議論が一巡したところである。

現時点において、いくつかの論点について委員の意見になおかなりの隔たりがあり、最終的な結論が出ているわけではなく、さらに審議を継続して議論を深める必要があるが、これまでの主な議論を整理すると、以下のとおりである。

概括的に整理すれば、わが国の会計基準は、これまでの努力の結果として高品質かつ国際的に遜色のないものとなっており、欧州より国際会計基準と同等であるとの評価も受けているが、今後とも、国際的な情勢等を踏まえ、会計基準の国際的な調和に向けた努力を継続していく必要がある。

その際には、引き続き、以下で述べる連単分離、中小企業等への対応を前提に、わが国会計基準のあり方を踏まえた主体的コンバージェンス、任意適用の積上げを図りつつ、国際会計基準の適用のあり方について、その目的やわが国の経済や制度などにもたらす影響を十分に勘案し、最もふさわしい対応を検討すべきである。また、国際会計基準の開発においては、国際的な連携も念頭に置きつつ、積極的に貢献するとともに、わが国としての考え方については的確に意見発信していくことが重要である。

1. 会計基準の国際的調和

日本基準は、2007年8月の東京合意以降、それまでのコンバージェンスを加速してきており、2008年12月に、欧州より同源性評価を受けた。また、わが国では、2010年3月期からI F R Sの任意適用を開始しており、2012年3月期までに5社が適用している。この

ような現状において、会計基準の国際的調和に関して、審議会では以下のような意見が出された。

- 日本は現時点で同等性評価はクリアし、コンパジェンスも着実に進めている。
- 単に I F R S との差異が縮まったことから同等性評価を得たのではなく、これから着実に I F R S と更に近づけていく意思を示したから同等性評価を得たものである。
- 今後も、わが国が、高品質かつ国際的に統一された会計基準の設定に向け、真摯に取り組む姿勢を明確にすることが重要である。ただし、その際には、理論上、実務上の検討が不可欠であり、わが国としての主体的な対応（是々非々のコンパジェンス）を行うべきである。
- 企業側でも、昨今の事業環境のグローバル化に伴い、グローバルスタンダードの重要性は十分に認識されており、国際的な会計基準の統一を目指した I F R S の開発あるいは普及に積極的に関与していくべきであるという意見も多い。
- 日本は国際化を進めなければ生きていけない国であり、日本の制度を国際水準から遅れないように、I F R S の良いところを取り入れて、絶えず改革を進めることが重要である。

これらの意見を踏まえると、国際的な市場であるわが国資本市場で用いられる会計基準は、国際的に通用する高品質なものであることが必要である。また、会計基準の国際的な調和に向けた努力は継続する必要がある、日本基準を高品質化するような会計基準の変更については、前向きに対応することが適当である。ただし、その際、2011 年 11 月に行われたアジェンダ・コンサルテーションへの意見発信でも示されたような、当期純利益の明確な位置づけ、公正価値測定の適用範囲の整理等の視点は重視していく必要があると考えられる。

2. 国際会計基準の適用

わが国の経済、企業活動等の観点から、また、海外調査の結果等を踏まえ、わが国にはどのような会計基準がふさわしいかについて議論がなされ、審議会では以下のような意見が出された。

（経済活動に資する会計）

企業会計をめぐる諸問題について

- 戦後、日本経済、特に物作りがここまで来たことの一因には、日本の企業会計基準の下で、会計実務の充実が図られてきたことがあり、グローバルの時代だからといって、それを軽視していいということにはならない。
- 少子高齢化が進む中で、わが国が今後とも経済成長を確保していくためには、高付加価値が期待できる製造業の存在が引き続き重要である。わが国は欧米主要国と比べて製造業の割合が高く、金融に重きを置いている国とは事情が異なる。会計基準の検討に当たっては、産業構造や雇用構造に配慮することが必要である。
- わが国において今後も技術開発、研究開発投資が促進されることによって、産業競争力の強化と雇用の創出が図られていくことが重要であり、わが国の会計基準もこれに資するものでなければならない。
- わが国で成熟した労使関係を持つ企業においては、企業収益等の情報を労使で共有して、それに基づき賃金等の労働条件を協議・決定している。IFRSのような会計基準の下、資産・負債の増減で利益が決められるようになると、労使の努力が財務情報に適切に反映されず、労働者は生産性向上の意欲を失いかねない。これは、国益にとって望ましくないことである。
- 日本基準や日本的なものを温存しなければならないということであれば、どういうものが日本的なものなのか、何が具体的に問題となるのか等を明確に議論する必要がある。
- わが国の経済活動や企業経営が他の国々と比べて特異であるから、会計基準はそれに関連付けて作成されるべきである、という立場はとるべきでない。
- 経済活動を忠実に描写するためのルールが会計基準であり、会計が描写した経済活動の結果を、経営者がどう判断するかということは会計基準の問題ではない。

(会計基準における基本的概念)

- 長期的な投資、収益を重視する日本のゴーイングコンサーン的な経営は世界に誇れるものであり、今後とも堅持されるべきである。
- 企業会計においては、企業売買ということを前提にするよりも、ゴーイングコンサーンとして長期的に利益をあげるという視点を重視すべきである。
- 保守主義、実現主義、発生主義、費用収益対応の原則等は、長期的な視点からの企業経営には非常に役立っている。
- 企業経営の視点から見ると、重要なのはフローの業績を明確に位置づけた損益アプローチであり、IFRSのような資産負債アプローチを採ることは懸念がある。
- 投資者であれ、経営者であれ、包括利益ではなく、営業利益や純利益、すなわち企業の業績利益に対して関心が高い。

- 税という観点からは、確定決算主義を捨てると実務上極めて困難が伴う。特に、包括所得という概念は税務になじまない。
- これほど長くデフレが続く日本において時価会計を導入することは問題である。会計制度が企業の行動に影響を及ぼす可能性がある。
- 危機のときに B/S を時価で作ることが透明性の確保に資するという話と、日常の会計としてそれが正しいということは別の問題である。
- 取得原価会計をベースとする会計基準の下で、会計的な操作が行われ、バブル崩壊による不良債権の実態が適切に開示されなかったという苦い経験があって、2000 年からの会計ビッグバンにつながっている。財務情報の透明性が一番重要で、それに基づかないで金融の安定性は維持できない。

(わが国資本市場のあり方)

- わが国企業が世界と伍して戦うためには、企業経営の透明性及び適切性を確保するとともに、より信頼される資本市場の構築に向けて一丸となった取組みを進めることが必要であり、この資本市場のインフラの一翼を成すものがグローバルな視点で受け入れられている I F R S である。
- 確かに日本には立派な技術があるが、事業を行うには資本が必要であり、高い資本コストではいかに技術があっても競争力が落ちる。現状では、ある程度のロットの資金調達を行う場合や多様な投資家を見つけるためには、海外の市場に行く必要がある。
- 会計制度が経営者の実感に合わないということであれば、M B O 等により企業が非上場に移行してしまうという危険がある。
- 企業を対象とした強制適用は、グローバルに一般的ではないし、対象をどう区切るか、などの点で問題も多いのではないか。欧州は規制市場・非規制市場というマーケットを対象に会計基準を強制しており、企業がどの市場に上場するかを選択は原則的には企業の自由である。
- 会社が事業運営にあたって、どのような資本政策をとるのか、どの市場で投資家との接点を持とうとするのかという選択権は、会社に持たせてよいのではないか。

(その他)

- 会計は社会システムの中のサブシステムであり、会計というものも多様性があつた方が安全である。
- 会計基準を海外の制度に合わせるには、会計基準と補完的な関係にある周辺の制度や規制を同時に変えていくことが必要である。それが実現する見通しがないのであれば、少なくとも中期的には、すぐに変えられないという前提で会計基準改革のセカンドベスト解を追求すべきである。

- 会計基準はその国の文化を反映したものであることが必要である。国際文化としての I F R S と地域文化としての各国会計基準とは本来は相容れないはずである。
- フルアドプションという形をとると、新基準が産業等に非常に大きな影響を与える場合でも、受け入れざるを得なくなる。自国開発でない基準を入れるという恐ろしさをもう少し考えるべきである。
- I F R S の適用方法を判断するに当たっては、国際的なプレゼンス、I A S B に対する影響力を保持・強化し得るものであることが非常に重要である。
- 会計基準として I F R S は完全、最高のもではなく、これから改善していく努力をしなければならないが、このことは、わが国が I F R S にコミットしないことの理由にはならないのではないか。
- コミットメントが自己目的化するのはいかかなものか。ニーズがあるからコミットするのであって、コミットメントが目的となるのは本末転倒である。
- わが国における I F R S の受け入れ方についての判断基準の第一は米国の動向である。

- I F R S について、任意か強制か、強制の場合に対象企業をどこまでに限定するかななどを議論するためには、今後、わが国として、どのような会計基準の姿を国際的に重視していくべきか、仮に I F R S を取り入れるとしても、ピュアな I F R S とどの程度の差異をとったものとするか、ということを検討する必要がある。
- I F R S を日本で使用する場合には、任意適用であっても、金融庁長官による告示指定を通じて、日本の法的なスキームの中で個々の基準ごとに準拠性が与えられている。この枠組みを基本として I F R S の取り入れ方を検討すべきであり、また、今後、指定の対象はピュアな I F R S に限定されるべきでない。
- わが国の文化の特徴として、外国のものをすべてそっくり受け入れるというよりも、咀嚼して取り入れるというのが日本民族には向いている。この咀嚼する機会がわが国の人材養成の上でも重要である。
- アジェンダ・コンサルテーションでコメントした基準が、仮に I F R S を取り入れる場合に、その具体的内容を検討する際の参考となるのではないか。

諸外国の状況を見ると、各国の制度や経済状況などを踏まえて、I F R S の導入に関しては様々な対応が模索されている。わが国においても、国際情勢を踏まえつつ、わが国の制度や経済状況などに最もふさわしい対応が検討されるべきである。

また、わが国における I F R S 適用のあり方についての議論を深めるためには、まず、I F R S のどの基準・考え方がわが国にとって受け入れ可能であり、どの基準・考え方は難しいかを整理することが必要である。そのことは、国際的にわが国の立場を明らかにすることにも資するものである。この点については、アジェンダ・コンサルテーションへの

わが国の意見発信で示された内容やそれに対するIASBの対応を踏まえて、さらに実務的に検討を進め、今後の審議会の検討に際してそれを参考にしていくことが重要であると考えられる。

なお、IFRSの適用に関しては、投資する際の利便等を踏まえ、市場開設者において、IFRSを適用する市場と日本基準を適用する市場とを区分することについて検討してほしいとの要望が聞かれた。

3. わが国としての意見発信

IFRSに関するわが国としての意見発信のあり方について、審議会では以下のような意見が出された。

- IFRS採用について日本が前向きな対応をする限りにおいては、日本の意見はかなりIASBの議論の中に反映されていく。
- IFRSに対する影響力を保持・強化するために一番大事なことは、各関連組織における日本の発言権を維持していくことである。アジア諸国の立場から見ると、IFRSの世界で日本の発言力が強くなりすぎており、日本優遇に偏りすぎているという不満がある。
- 単に発言権を保持・強化するためのアプローチをとることは本末転倒であり、日本基準の国際的地位をどう確保すべきかという視点で考えていくべきである。
- 感情的なイデオロギーの議論ではなく、しっかりとした説得性、見識、論理構成の下で意見発信を行い、世界の会計基準作りに大いに貢献していくべきである。その際、世界経済の持続的発展のために役立つ重要な経営思想は堂々と主張するとともに、世界のサークルの中で常に立ち位置を慎重に見計らいながら、過去のレジェンド問題にも思いを巡らせつつ、適切に対処していくべきである。
- 対外的な情報の発信戦略の基本として、日本はIFRSと正面から向き合っていくという姿勢を崩さず、その姿勢を背景に発信力を担保してほしい。
- 日本としては、IASBに対して、会計基準関係者が個々にやるのではなく、一丸となって強く意見発信していくことが必要である。
- 国際的な意見発信だけではなく、IASBとの対話をもっと増やすべきではないか。
- 共通の課題を抱える国、地域との連携を図り、IASBに対して共同で意見発信をしていくことにこれまで以上に積極的に取り組んでいくべきである。
- 日本は金融資本市場の世界における立場が相対的に弱くなっているので、アジア・オセアニアとして米欧の勢力に対抗していくような関係をつくっていかないといけない。

○ 東京サテライトオフィスを有効に活用することが喫緊の課題である。

これらの意見をまとめると、ＩＦＲＳ財団（ＩＡＳＢを含む）に対しては、人的、資金的貢献を継続するとともに、欧州・米国のほか、アジア・オセアニア諸国と連携し、わが国の関係者が一丸となって意見発信の努力を継続することが適当である。また、わが国の意見発信に関連して、本年秋に設置される東京サテライトオフィスの有効活用が喫緊の課題である。

また、わが国によるＩＡＳＢに対する意見発信の取組みとして、直近では、ＩＡＳＢが行ったアジェンダ・コンサルテーションへの対応の例があげられる。その際には、わが国の関係者が可能な限り整合性のとれた意見を発信することによって、ＩＡＳＢに対する影響力を高める観点から、財務会計基準機構、企業会計基準委員会、日本経済団体連合会、日本公認会計士協会、日本証券アナリスト協会、東京証券取引所、金融庁、法務省、経済産業省をメンバーとする協議会を通じた検討が行われ、わが国の主要な関係者の意見を幅広く反映するものとして、企業会計基準委員会から以下の意見が提出された。

- ・ 今後三年間は、新規の基準開発よりも、既存のＩＦＲＳの維持管理に重点を置く必要がある。
- ・ 当期純利益を概念フレームワーク等で定義づけるべきであり、リサイクリングが必要である。
- ・ 公正価値測定の適用範囲について、現状の基準には見直すべき点がある。
- ・ 開発費の資産計上、のれんの非償却処理及び機能通貨の決定について、現状のＩＦＲＳの規定に問題がないか適用後レビュー（実態調査）をすべきである。
- ・ 固定資産の減損の戻し入れについて、理論上、実務上の懸念がある。

今後とも、このような協議会の場を通じて、わが国の国際対応に関する連携を図ることが有効である

4. 単体の取扱い

ＩＦＲＳの適用の議論に関連して、連結財務諸表と単体財務諸表の役割、それらのあり方についても議論が行われ、審議会では以下のような意見が出された。

- 単体については、会社法上の計算書類、それに基づく税法上の会計の基礎にもなっているという意味で、単体に I F R S を適用すると、非常に難しい問題を生じる。
- 目的が違うのであれば違った会計基準を取るということは十分にあり得る。単体は日本基準、連結は I F R S ということは一つの合理的な行き方である。
- 連結に米国基準又は I F R S を適用し、単体に日本基準を適用することで、現在、大変大きな問題が生じているとか、コストがかかるとか、ということは起きていない。
- I F R S の導入を議論するにあたっては、市場関係者からグローバルな比較可能性を求められているのは連結であり、単体についてはその要請は小さいことから、連結に限定した上で、連結 I F R S、単体日本基準という連単分離を明確にすべきである。
- 連単はあくまでも一体が原則。I F R S を取り入れるなら連単ワンセットで取り入れるべきである。ただ、連結の基準が任意適用されていて、適用数からみて例外と言える範囲に留まっているのであれば、連単分離は比較的容易である。
- 最大限のコンバージェンスを行いながら日本基準の高品質化を図るというアプローチをとるのであれば、その際には、連単一致を維持するのが原則である。
- 単体については、日本の産業構造、企業活動の実態、雇用慣行などに照らして、適切な事項のみコンバージェンスすることが求められる。その結果、連結と単体の会計基準が異なることも許容されるべきである。
- 連結と単体は原則的に一致させることが必要であるが、ある程度限定的な差異はやむを得ない。
- 連単分離の場合でも、収益認識など、単体への任意適用を認めないと実務が大変になるものがある。
- 国際的な株式市場では連結開示が主流になっており、日本としては単体開示を廃止する方向で検討すべきではないか。
- 例えば、企業が経営難に陥った場合などには、法律的には個別企業の支払能力が問題となるので、単体財務諸表が有用な情報を提供すると考えられる。
- 労働条件は単体の財務情報で決まるものであり、連結の財務諸表で決まるわけではないことから、人件費率、労働分配率等の貴重な情報源として、単体情報は開示されるべきである。
- 単体開示は、会社法上の決算公告で発信されている。決算公告を参照することを原則としつつ、どうしても更に開示が必要とされる個別情報があるのであれば、それを追加的に開示させるというやり方が適当ではないか。

企業会計をめぐる諸問題について

国際的には連結財務諸表がより重視される一方、単体財務諸表については、会社法、税法、その他の規制等との関連に配慮が必要となる。連単はあくまで一体が原則であるとの指摘もあるものの、既に連結での米国基準や I F R S の使用が許容されてきているように、連結会計基準の国際的な調和の過程において、いわゆる連単分離が許容されることが現実的であると考えられる。

また、単体開示のあり方については、会社法の開示をも活用して、企業負担の軽減に向け、どのような対応が可能かに関して検討を行うことが適当である。

5. 中小企業等への対応

中小企業等の会計に関しては、審議会では以下のような意見が出された。

- 中小企業に適用される会計基準については、作成者の負担等を考慮した簡素なものとするのが適当である。
- 非上場、とりわけ中小企業については、税と会計の調和、確定決算主義を維持すべきである。
- 中小企業会計は国際会計基準の影響を受けない仕組みにしたほうが、中小企業にとっては望ましい。
- 中小企業と大企業、上場企業とは違いがあって、I F R S 適用の利点といえる国際的な比較可能性のメリットが少ないことから、中小企業を I F R S の適用外とすることは妥当である。
- 中小会計要領が策定されたので、これを広く中小企業に普及させることが、今後の課題となっている。

上場していない中小企業等の会計については、I F R S の影響を受けないようにするというこれまでの方針を維持することが適当である。

6. 任意適用

わが国では既に I F R S の任意適用が認められているが、任意適用に関して、審議会では以下のような意見が出された。

- 任意適用会社拡大の普及活動を充実させることが先決ではないか。その後の普及

状況を注視しつつ、一部の上場会社に絞った形での強制適用の是非を検討する選択肢もあるのではないかと。

- まずは、なぜ任意適用会社が増えないのか、その原因等についてよく吟味する必要がある。
- 必要なところは任意適用すればいいのではないかという議論もあるが、任意適用で I F R S にコミットしたことに本当になるのか、十分に議論が必要である。また、任意適用を拡大することにより、日本基準の高品質化のための作業が停止してしまうということにならないか。
- 現時点においては、上場企業や監査法人の実力・体制からみても、I F R S の強制適用の是非の判断対象となる企業は、相当絞られるべきである。一般の上場企業すべてにまで不要な負担を強いることがないように配慮すべきである。
- 仮に強制適用するとして、適用時期については、段階的な適用など様子を見ながらやっていくのが適当ではないか。
- 仮に限定された企業に強制適用するとしても、その範囲を合理的に線引きすることは困難ではないか。

これらの意見を踏まえ、I F R S 適用に関しては引き続き審議を継続する一方、現行制度の下で、I F R S 適用の実例を積み上げるとともに、その中で、どのような点が具体的にメリット・デメリットとなるのかを十分に把握し、それに対応するための取組みを検討・実行していくべきであると考えられる。また、わが国においては、ピュアな I F R S の任意適用を認めており、この点について、対外的にも積極的に発信していくことが重要と考えられる。

7. 原則主義への対応等

I F R S は原則主義に基づく会計基準であるとされているが、原則主義への対応や、各関係者において求められる事項について、審議会では以下のような意見が出された。

(原則主義と比較可能性)

- アナリストの立場からは、国際的に比較可能な会計基準が早期に導入されることを希望する。
- 原則主義における比較可能性は、狭い意味での財務の比較という意味では低下する可能性はあるが、マネジメントアプローチと言われるように、財務データに何を使っていくかということが経営者の意思としてあらわれる点で、広い概念で言

企業会計をめぐる諸問題について

えば、比較可能性が高まるといえる。

- 原則主義においては、具体的な会計処理は個々の会社が自ら判断することになるので、比較可能性に限界がある。したがって、コンバージェンスされた日本基準と I F R S との比較可能性の問題と、I F R S 間の比較可能性の問題とは五十歩百歩ではないか。
- 時間が経てば業界ごとに会計処理が収斂していくのではないかという意見もあるが、実際には、どの企業も自社の実態に合わせて会計処理を選択しているわけであり、簡単に収斂していくとは考えにくい。
- 原則主義と細則主義は対立した概念ではなく、成熟した資本市場では、原則主義で会計基準の枠組みを決めても、様々なルールが必要になって徐々に細則的になっていく。原則主義・細則主義にかかわらず、新しい基準を採用すれば、企業、監査人等で十分に議論して解釈を考えていかなければならない。

（作成者に対する要請）

- 企業には、市場を支える投資家に対して真実かつ公正な情報を開示する社会的責務があるということを実感していただかなければならない。
- 原則主義のメリットは、取引の実質に基き会計処理の判断をすることで、会計人のマインドアップにつながる点、デメリットは、企業内の個別の会計処理が統一化されないおそれがあること。その対応としては、会計処理の意思決定プロセスに対する内部統制を強化することが重要である。

（監査人に対する要請）

- I F R S を適用する場合はもちろん、日本基準においても、今後わが国の公認会計士は I F R S の知識が必須になってくる。
- 監査とセットで考えないと、会計基準が原則主義か細則主義かだけでは決着がつかないのではないかと。監査のあり方、監査人がどのぐらい原理原則に基づいて判断できるのかという、監査の成熟度に密接にかかわる問題ではないか。
- 現行の会計処理のほとんどは I F R S の下でも継続可能と考えるべきであり、監査人においても、費用対効果を踏まえたスムーズな導入を考えていただきたい。
- 中堅上場企業においても I F R S の準備が必要になるとすれば、中堅監査法人も、対応を十分行っていく必要がある。
- 監査において会計処理の妥当性を判断するためには、取引の内容、その背景を適切に理解し、また、財務諸表の作成者の考え方についても理解することが重要である。監査法人においては、そうした対応ができるような人材を育成するための

研修も行っている。

- IFRSに基づく財務諸表監査は、日本基準に基づく財務諸表監査と同様の枠組みで監査意見を表明しており、監査意見形成は基本的に日本の監査法人の中で完結している。

（関係者間の連携）

- 何らかの形で適切な判断基準が共有されるべきであり、作成者と監査人などの関係者が一体となって共通理解を形成していくような取組みを行っていただければありがたい。
- 作成者と監査人で合意した、実務に照らしたベストプラクティスのようなものが必要になってくるのではないか。

（当局に対する要請）

- 原則主義のもとでは、作成者と監査人が会計処理方法について対立することがあり得ると思うので、事前質問制度、プリクリアランス、あるいは証券取引所ルール of 適切な運用について、制度設計の面で一段の工夫をすべきではないか。
- 原則主義の下では、結果的に財務諸表の虚偽表示と認識されるようなケースが起こり得る。その場合、現行法では企業は無過失責任を問われるリスクがあり、理不尽な責任問題が発生しないような対応、法的セーフティネットが必要ではないか。
- 原則主義の下では、ある種の適用指針や、ルールベース的な考え方を盛り込む必要がある。
- 監査法人が会社の実態のプロセスを理解することが重要だが、その実現性がないのであれば、IFRSの範囲内で、我が国独自のガイドラインを作ることしかないのではないか。

原則主義への対応に関しては、各会計関係者における実務的な取組み、例えば、

- ・ 作成者における、経営としての主体的判断に基づく、会計方針の設定・会計処理
- ・ 監査人における、IFRSの適切な理解・適用、わが国監査法人の主体的役割、企業との密接なコミュニケーション
- ・ 当局における、例えば、必要に応じたプリクリアランス制度の導入や執行上のガイダンスの策定など、適切な執行を確保するための方

企業会計をめぐる諸問題について

策

等について、各関係者間において適切な連携を行いつつ、任意適用企業において新たに把握される問題点も含め、検討を深めていくことが必要であると考えられる。

以 上

資料2

SEC:IFRS取り込みに関する最終スタッフ報告書

米国SECによる最終のスタッフ報告書(2012年7月)の概要①

2012年7月13日、米国証券取引委員会(SEC)は、国際会計基準(IFRS)を米国で取り込む方法に関する最終のスタッフ報告書を公表。

<IFRSの適用方法>

- SECスタッフは、作業計画を進める過程で、「IFRSを全く取り込まない」という選択肢から、「国際会計基準審議会(IASB)が公表したIFRSをそのまま適用する」方法まで、様々なIFRSの取り込み方法について検討を行った。
 - このうち、IASBが公表したIFRSを米国でそのまま取り込む方法は、多くの米国資本市場関係者から支持されず、また、主な資本市場で採用されているIFRSの取り込み方法とも異なることが明らかとなった。
 - このため、SECスタッフは以下の3点も踏まえ他の方法の検討を行った。
 - IFRSをエンボースメントすることにより、IASBの基準設定に対して、より影響力を行使することが可能。
 - 時間をかけてIFRSを取り込むことで、作成者の負担を軽減することが可能。
 - 『米国会計基準』という用語の変更に伴い大きな負担が発生。
- (注) ここでいうエンボースメントとは、IASBが設定した国際会計基準を米国で採用するにあたり、米国会計基準設定主体(FASB)が個々の会計基準の妥当性等を検討した上で採用する方法。
- IASBが公表したIFRSを米国でそのまま適用する方法への支持は少ないものの、単一の高品質でグローバルな会計基準という目的に米国がコミットしていることを示すことができる、別のIFRS取り込み方法には潜在的に多くの支持が得られると考えられる。

米国SECによる最終のスタッフ報告書(2012年7月)の概要②

＜SECスタッフによる分析の結果指摘されている主な事項＞

1. IFRSの開発

採掘活動、保険、料金規制事業など、IFRSには未整備の分野がある。米国基準にも整備すべき分野はあるが、IFRSのほうが未整備分野が大きいと考えられる。

2. 解釈プロセス

IFRS解釈指針委員会の活動が不十分であり、IFRS解釈指針委員会により多くの解釈指針をより適時に開発すべき。

3. IASBによる各国会計基準設定主体の利用

各国会計基準設定主体は、個別基準の開発のサポート、自国の投資家に対するアウトリーチ、実務上適用にばらつきのある分野の特定や解釈指針の発行、適用後レビューの支援が可能であり、IASBは各国基準設定主体のより積極的な利用を考慮すべき。

4. 会計基準のグローバルな適用と執行

IFRSに基づき作成されている財務諸表にはばらつきがある。IFRSがグローバルにより統合的に適用されるようにするため、適用や執行に関する当局者間の意見共有など、他国当局との連携が必要。

米国SECによる最終のスタッフ報告書(2012年7月)の概要③

<SECスタッフによる分析の結果指摘されている主な事項(続き)>

5. IASBのガバナンス

IFRS財団の現在のガバナンスは、IASBの独立性の確保と監視体制とのバランスが取れたものとなっている。ただし、米国財務会計基準審議会(FASB)がIFRSのエンドースメントを行うなどにより、米国市場・投資家を保護するためのメカニズムを構築することが必要。

6. 資金拠出状況

IFRS財団の資金拠出は改善しているものの、IFRS財団はIFRSを使用している国が100カ国以上あるとしているにも関わらずIFRS財団に資金拠出している国は30カ国にも満たない、米国の資金拠出がIFRS財団に割り当てられた額を下回っているなど、まだ解決すべき問題がある。また、大手監査法人からの資金拠出に従来より依存していることが懸念される。

7. 投資家の理解

投資家のIFRSに対する理解にばらつきがあり、改善に向けた検討が必要。

IASBの今後の戦略的方向性・作業計画(市中協議)

国際会計基準審議会(IASB)は、2011年7月26日、アジェンダ・コンサルテーションを公表し、同年11月30日まで、パブリックコメントを実施

○今後3年間の戦略的方向性及び全体的な将来の作業計画のバランスについて、広く関係者の意見を取り入れることが目的。

IASBは、2012年12月18日、アジェンダ・コンサルテーションのフィードバック文書を公表

○概要は以下のとおり。

・コメントレターにおけるIASBに対する5つの主要な要請

- ①当面は、基準の過度の改訂を行わない、比較的落ち着いた期間を設けるべき。
- ②概念フレームワークの改訂作業を優先すべき。
- ③対象を絞り基準改善を行うべき。
- ④基準の適用とメンテナンスに対してより注意を向けるべき。
- ⑤新基準開発時の方法を改善すべき。

・IASBが焦点を当てる3つの分野

- ①基準の適用とメンテナンス(適用後レビューを含む)
- ②概念フレームワーク
 - － 報告企業、表示(OCIを含む。)、開示、構成要素、測定の5つのトピックスに重点。
 - － 2013年6月に討議資料を公表し、2015年9月までに最終化することを目標。
- ③少数の主要プロジェクト

Accounting Standards Board of Japan (ASBJ)
Fukoku Seimei Building 20F, 2-2, Uchisaiwaicho 2-chome, Chiyoda-ku, Tokyo 100-0011, Japan
Phone +81-3-5510-2737 Facsimile +81-3-5510-2717 URL <http://www.asbj.or.jp/>



2011 年 11 月 30 日

国際会計基準審議会 御中

意見募集「アジェンダ協議 2011」に対するコメント

我々は、国際会計基準審議会（IASB）が、将来の作業の戦略的方向性に関する関係者の見解を求める努力に敬意を表する。我々は、意見募集「アジェンダ協議 2011」（以下、「協議文書」という。）に関するコメントの機会を歓迎する。

我々は、アジェンダ協議の機会は、IASB が今後 3 年間の活動方針を決定していく中で極めて重要と考えている。我々は、ここに示す我々の見解が、IASB が堅牢な基礎に基づく整合的で有用な情報を提供する会計基準を開発することに役立ち、IFRS がより高品質で世界的に受け入れられるものとなっていくことを期待する。

我が国では、現在、IFRS の適用のあり方に関する検討を、金融庁に設置された企業会計審議会で行っており、このアジェンダ協議についても、各市場関係者の関心が非常に高く、我々は主要な市場関係者と意見交換を行っている。したがって、このレターで示す見解は、我が国の主要な市場関係者の意見を幅広く反映するものとなっている。

質問 1

何を IASB の戦略的優先事項とすべきだと考えるか。また、今後 3 年間にわたりそれらをどのようにバランスさせるべきか。

質問 1(a)

識別された 2 つの区分及びその中の 5 つの戦略領域に同意するか。反対の場合、IASB はどのようにアジェンダを作成すべきだと考えるか。その理由は何か。

質問 1(b)

2 つの区分と 5 つの戦略領域をどのようにバランスさせるか。IASB のアジェンダについて他の領域を識別した場合には、回答にそれを記載されたい。

質問 1(a)

1. 我々は、識別された 2 つの区分及びその中の 5 つの戦略領域に同意する。5 つの戦略領域については、いずれも重要な内容と考える。

質問 1(b)

2. 我々は、IASB が識別した 2 つの区分（「財務報告の開発」及び「既存の IFRS の維持管理」）のうち、今後、3 年間は、「既存の IFRS の維持管理」に重点を置くべきと考える。
3. これまで 10 年間の IASB の活動は、EU の IFRS 採用と米国とのコンバージェンスに重点を置き、基準開発の活動が間断なく続けられてきた。今後、IFRS が変わり続けることは、特にこれから IFRS の適用を考えている企業にとって、IFRS 採用の重大な障害となり得る。

したがって、安定的なプラットフォームの構築を優先することが IASB にとっての喫緊の課題となると考える。既存の優先プロジェクト（収益認識、リース、金融商品、保険）の開発を進め、その他のアジェンダについては、限定的とすべきであると考える。

4. なお、「既存の IFRS の維持管理」については、「適用後レビュー」と「適用上のニーズへの対応」の戦略領域が設定されているが、これらについては、以下の点が重要と考える。

(a) 適用後レビューの範囲の拡大と充実

我々は、今後、これまで開発された会計基準の適用後レビューに重要性を置くべきであると考え。これは、基準開発の際に議論の多かった事項について、IASB の決定をレビューするのに、また、IASB の意図と異なる結果となっている規定を識別するのに役立つ。その観点で、IASB は、適用後 2 年の実施経験にのみレビューの範囲を限定すべきでない。それ以前に決定され適用されている基準も、市場関係者から懸念の多い基準については、同様に範囲に含めるべきと考える（例えば、日本では、開発段階の自己創設無形資産の認識（21 項）、のれんの非償却（25 項）、非上場株式の公正価値測定（20 項）、機能通貨（31 項）に懸念が表明されている。）。

(b) IFRS の解釈に関する取組みの充実

各国で首尾一貫した IFRS の適用のためには、一定程度の解釈が必要と考えられる。我が国では、一定の要件を満たした会社に IFRS の任意適用が認められているが、任意適用の準備を行っている会社では、様々な解釈上の問題に直面している。

協議文書においても、IFRS 解釈指針委員会の役割に言及しているが、基準開発過程で認識した問題については、原則に基づいた実務上のガイダンスを充実させ

企業会計をめぐる諸問題について

ることが必要であり、今後、IFRS 解釈指針委員会がより大きな重要な役割を果たすことを期待する。

また、各国で首尾一貫した適用を行っていく上では、2010 年に公表された教育文書「減価償却と IFRS」は、ガイダンスではないものの、基準の背景を知るうえで、非常に有益なものであったと考える。今後、このような教育文書に関する取り組みも継続していくべきと考える。

5. 二つの区分のうち、「財務報告の開発」について、「概念フレームワーク（表示と開示のフレームワークを含む）」、「財務報告に係る戦略的論点の調査研究」、「基準レベルのプロジェクト」のいずれの戦略領域も重要である。しかし、以下のとおり、概念フレームワーク（表示と開示のフレームワークを含む）の領域が特に重要と考えており、緊急性の高い個別論点（当期純利益の概念とその他の包括利益（OCI）のリサイクリング、全体的な開示内容及び量の見直し）は、区分して優先的に取り扱うことが望まれる。

(a) 概念フレームワークの改善

これまで、概念フレームワークに十分な記載がなされていない領域については、基準横断的な観点での考え方の整理がなされないまま、基準開発が進められてきたものがあり、それは、IFRS 内の首尾一貫性に疑問を投げかけていると考える。将来的な基準開発を進めるために、基準間の整合性を促すような堅牢な基礎が必要であると強く考える。

特に、当期純利益の概念と OCI のリサイクリングについては、協議文書の Appendix C の個別項目にも取り上げられ、我が国の市場関係者にとっても非常に関心の高い分野であり、優先的に取り上げる必要があると考える。

なお、我が国の市場関係者からは、健全性の観点から、慎重性の考え方を、概念フレームワークの中に改めて組み込むべきとの指摘がある¹。

(b) 開示フレームワークの確立、全体的な開示内容及び量の見直し

IFRS の開示については、これまで個々の基準ごとに必要なものを抽出し、質の高い開示となっているとの評価を得ていると考える。しかしながら、一

¹ IASB の以前の概念フレームワークでは、慎重性を財務諸表の質的特性である「信頼性」を支える 1 つの要素としていた。しかし、概念フレームワーク・プロジェクトのフェーズ A「目的及び質的特性」を経て 2010 年 9 月に公表された概念フレームワーク第 3 章「有用な財務情報の質的特性」では、慎重性の考え方は取り入れられていない。

方で、近年、企業の年次報告書の開示は、次第に膨大になり複雑になってきており、利用者が何に注目すべきかが難しくなっているとの懸念が聞かれる。今後、開示フレームワークの開発に着手し、それをベースに、一貫性のある効果的な開示に向けて、開示に関する基準の設定を図ることが適切であると考ええる。

6. なお、IASB の時間と資源の一部は、短期的な視点だけでなく、中長期的な観点から、グローバルな会計基準のあり方についての戦略的な研究に費やすべきと考える。これは、市場関係者の長期的な財務報告ニーズに的確に対応することに貢献する。なお、その対象として、会計基準の質の改善に寄与するものに焦点を当てるべきである。
7. 基準開発や調査研究を進める場合の資源の制約については、個々のアジェンダに関して精力的に研究を進めている各国基準設定主体の資源を利用することで、緩和される可能性がある。我々 ASBJ も、これらの基準開発や調査研究について、積極的に資源を提供する用意がある。

質問 2 :

IASB の基準設定行動に対する最も緊急の財務報告ニーズは何だと考えるか。

質問 2(a)

種々の制約を考慮して、IASB はどのプロジェクトを優先すべきか。その理由は何か。可能であれば、包括的なプロジェクトが必要なのか、狭い範囲の、目標を絞った改善で十分なのかを説明のこと。

質問 2(b)

IASB のアジェンダに新たなプロジェクトを加えるには、アジェンダの優先順位と利用可能な資源とのバランスが必要である。

IASB のアジェンダに以前に加えられたが延期されたプロジェクトのうち、新たなプロジェクトの余地を作るために、どれを削除するか。その理由は何か。IASB のアジェンダに以前に加えられたが延期されたプロジェクトのうち、どれを復活させるべきだと考えるか。その理由は何か。質問 2(a)への回答と関連付けて回答のこと。

重要性が高いと考えられる項目

8. ここで取り上げる項目は、我が国の市場関係者に特に関心が高いものであり、以下のとおりである。

(a) OCI とリサイクリング

企業会計をめぐる諸問題について

- (b) 公正価値測定の適用範囲
 - (c) 開発費の資産計上
 - (d) のれんの非償却
 - (e) 固定資産の減損の戻入れ
 - (f) 機能通貨
9. 前項に掲げた項目には、協議文書の Appendix C に含まれていない項目もあるが、これらの項目に取り組むことによって、IFRS の改善を図ることができ、世界中の市場関係者の便益につながると考えている。
10. また、8 項に含まれないその他の項目についての追加のコメントを、35 項以下で記載している。

OCI とリサイクリング

11. 協議文書の Appendix C では、「その他の包括利益」について、将来のプロジェクトで、当期純利益と OCI に含まれる項目とその間のリサイクリングに関する論点を検討することが考えられるとしている。
12. IFRS では、以下のように、当期純利益へのリサイクリングの要否が会計基準ごとに分かれている。基準によっては、リサイクリングを禁止した論拠が、基準を開発した文脈に照らして明確なケースもあるが、基準横断的な観点での考え方は必ずしも明確にされていない。

項目	リサイクリングの有無
固定資産の再評価モデル	再評価の結果、帳簿価額が増加する場合に認識した OCI は当期純利益にリサイクリングしない。
金融商品会計（IFRS 第 9 号、資本性金融商品の OCI オプション）	OCI オプションを適用した投資に関する OCI は当期純利益にリサイクリングしない。
金融商品会計（IFRS 第 9 号、金融負債に関する公正価値オプション）	信用リスクに起因する公正価値の変動部分について認識した OCI は当期純利益にリサイクリングしない。
退職後給付（改正 IAS 第 19 号）	数理計算上の差異等の再測定部分について認識した OCI は、当期純利益にリサイクリングしない。
金融商品会計（IAS 第 39 号、キャッシュ・フロー・ヘッジ）	キャッシュ・フロー・ヘッジのヘッジ手段の有効部分は OCI で認識されるが、ヘッジ対象の当期純利益が認識されるときに合わせて、その OCI は当期純利益にリサイクリングする。（現在の公開草案「ヘッジ会計」でも同じ）
在外営業活動体に対する	在外営業活動体に関連して OCI に認識されている為

純投資（IAS 第 21 号）	替差額の累積額は、その在外営業活動体の処分により当期純利益にリサイクリングする。
-----------------	--

13. ASBJ は、これまで、本ペーパーの Appendix に掲げる理由で、当期純利益概念の重要性を主張してきており、OCI のリサイクリングは必須と考えている。したがって、最優先項目として OCI とリサイクリングをアジェンダとして取り上げることを提案する。
14. プロジェクトの進め方として、我々は、以下の 2 段階で検討を行うことを提案する。
 - (a) 根本的には、概念フレームワークのフェーズ B（構成要素の定義、認識及び認識の中止）における論点の 1 つとして、当期純利益の性質を含め、利益概念を整理する。
 - (b) ただし、概念フレームワークにおける検討は、最終的な結果を得るまでに非常に長期間要する可能性があり、その間、現状の不整合が継続されることとなる。したがって、当面のプロジェクトとして、当期純利益が表示されることを前提とした場合に、OCI に含まれる項目はその後にすべて統一的に当期純利益にリサイクルすべきか否かを検討するプロジェクトを設ける。
15. なお、12 項に記載した項目の中で、退職給付債務に係る再測定部分のノンリサイクリング処理については、ASBJ は過去から反対のコメントを行ってきており、また、我が国市場関係者からも重要な懸念が表明されている。したがって、IAS 第 19 号の改正がなされたばかりではあるが、14 項(b)の検討に合わせて再検討することが必要と考える。（Appendix 3 項を参照のこと）。

公正価値測定の適用範囲

16. IFRS の現行基準では、公正価値での測定を幅広く規定している。我々は、公正価値で測定することが有用である資産、負債があると考えているが、現行の概念フレームワークでは、いくつかの測定基礎を並列に並べているのみで、それぞれの測定基礎が適切となる項目、あるいは、適切となる状況についての基本的な考え方が明確にされていない。
17. 我が国の市場関係者は、以下の基準について懸念を持っている。
 - (a) 固定資産の再評価モデル
 - (b) 投資不動産の公正価値モデル

企業会計をめぐる諸問題について

(c) 農業の公正価値測定

(d) 非上場株式の公正価値測定

18. 各々に対する懸念は本ペーパーの Appendix に記載している。前項の(a)、(b)は、公正価値での測定と取得原価をベースとする測定の代替モデルを特段の要件を設けずに認めており、企業間の比較可能性を妨げることにつながる可能性があると考えており、本来は、それぞれの測定基礎の特徴に基づき、適切な状況や項目を識別して使い分けを行うべきである。また、(c)については、一部の農業資産（生物資産）に公正価値評価を規定しているが、すでにマレーシアやインドなどから改正の提案が寄せられているところである。
19. 我々は、IASB が、17 項(a)、(b)、(c)の測定を検討する基礎として、概念フレームワーク・プロジェクトのフェーズ C「測定」での検討を進め、公正価値測定が適切となる範囲や状況に関する基本的な考え方の整理を利益概念の整理とともに優先的に進めることを提案する。
20. 17 項(d)「非上場株式の公正価値測定」に関しては、測定の信頼性及び実務上の実行可能性の観点から、重要な懸念が我が国の市場関係者から寄せられており、IFRS 第 9 号の任意適用企業を対象に、早期に適用後レビューを実施することを提案する。

開発費の資産計上

21. IAS 第 38 号「無形資産」では、研究局面での支出は、発生時に費用として認識し、資産を認識してはならないとしている。他方、開発局面では、企業が一定の要件²のすべてを立証できる場合には、資産を認識しなければならないとされている。
22. IAS 第 38 号は、基準開発から 10 年以上が経過しており、その間、IFRS を採用する地域の拡大、採用企業の増加、また、市場環境の変化など、多くの面で、IFRS

² 開発から生じた無形資産は、企業が次のすべての要件を立証できる場合には、認識しなければならないとされている。

- (1) 使用又は売却できるように無形資産を完成させることの、技術上の実行可能性
- (2) 無形資産を完成させ、さらにそれを使用又は売却するという企業の意図
- (3) 無形資産を使用又は売却できる能力
- (4) 無形資産が蓋然性の高い将来の経済的便益を創出する方法（とりわけ次のいずれか）
 - ① 無形資産による産出物の市場の存在
 - ② 無形資産それ自体の市場の存在
 - ③ 無形資産を内部で使用する予定である場合には、無形資産の有用性
- (5) 無形資産の開発を完成させ、さらにそれを使用又は売却するために必要となる、適切な技術上、財務上及びその他の資源の利用可能性
- (6) 開発期間中の無形資産に起因する支出を、信頼性をもって測定できる能力

を取り巻く環境が変化してきている。企業活動における無形資産の重要性が増す一方で、市場変化の速度が増し、製品や商品のライフサイクルは短縮してきている。

23. こうした状況の下で、我が国の市場関係者の中には、提供される情報の比較可能性や恣意性への重大な懸念から、開発局面での支出の資産計上が妥当かについて、再検討を求める意見が強く聞かれる（そのような意見の我が国の市場関係者は、米国基準と同様の費用処理のほうが、適切と考えている。）。また、ASBJが2008年の年次報告書を利用して行った調査では、開発局面の自己創設無形資産の認識について、幅広い実務があるとの結果が得られている³。
24. このため、我々は、今後の適用後レビューの中で、適用上の問題の有無を調査し、基準の改正の必要性を検討していくことが必要であると考えている。

のれんの非償却

25. IFRSでは、2004年に企業結合に関する会計基準を改訂し、IFRS第3号「企業結合」を公表した。これにより、のれんは非償却となり、減損のみ実施されることとなった。IASBがのれんの非償却を決定したのは、主として、取得したのれんの耐用年数及びのれんが償却されるパターンは、一般に予測不可能で、恣意的な期間でのれんの定額償却を行っても、有用な情報を提供することはできないと考えたためとされている。また、IASBは、厳格で実用的な減損テストにより、企業の財務諸表利用者により有益な情報を提供できるとされている。
26. しかしながら、ASBJ及び我が国の市場関係者の間では、償却処理と非償却処理を比較考量し、定額償却に減損を組み合わせるアプローチを支持する意見が多い。これは、定額償却を通じて、企業結合の成果たる収益と、その対価の一部を構成する投資消去差額の償却という費用の対応が可能となり、これが投資原価を超えて回収された超過額を企業にとっての利益とみる考え方とも首尾一貫しているからである。
27. のれんを非償却とするIFRS第3号のアプローチに対しては、公開草案の時点で、それに反対するコメントも多く寄せられたが、最終的な結論が適切だったかのレビューは行われておらず、また、協議文書における適用後レビューの対象に含ま

³ IAS第38号「無形資産」がEU企業の実務でどのように適用されているかを検証するために、我々は、2008年の公表された年次報告書を利用して、大規模企業50社の自己創設開発費の会計上の取扱いを調査した。調査では、研究開発の支出の金額と割合が他の産業に比べて高く、資産化された開発費の金額の開示に投資家の強いニーズがあると予想された産業、例えば、製薬産業や自動車産業を含む、の企業をカバーしている。

企業会計をめぐる諸問題について

れていない。実務上、IASBのアプローチが適切だったかについては、適用後レビューを実施し、基準の改正の必要性を検討することが必要であると考え。

固定資産の減損の戻入れ

28. IAS 第 36 号「資産の減損」では、減損の兆候があった場合、帳簿価額と回収可能価額との比較が行われ、後者が前者を下回っている場合、減損損失が計上される。そして、のれん以外の資産について、以前認識した減損損失がもはや存在しない、あるいは、減少した可能性の兆候がある場合には、回収可能価額を見積り、回収可能価額の決定に利用した見積りに変動がある場合に限り戻入れを認識することとされている。
29. このような減損の戻入れは、固定資産の再評価と同様に、資産又は資産グループの将来の便益の可能性について有用な情報を提供するとされる。しかしながら、ASBJ では、公正価値測定の実用範囲に関する懸念（16 項以下参照）と同様の理由で、減損の戻入れには反対のポジションを有する。また、我が国の市場関係者からは、減損の戻入れについては、減損処理をしなかった場合の簿価を維持する必要があり、相応の手間がかかるとの指摘がある。
30. 米国では、2 ステップ・アプローチ（①簿価と割引前将来キャッシュ・フローとの比較、②簿価と回収可能価額の差額を減損損失とする）の下、減損した資産に新しい原価の基礎をもたらしべきとして、戻入れを禁止している。このため、我々は、減損の戻入れについて、米国基準との重要な差異であることも考慮し、今後、公正価値測定の実用範囲の妥当性（16 項以下参照）とともに、再検討することが必要と考える。

機能通貨

31. IAS 第 21 号「外国為替レート変動の影響」では、機能通貨は、「企業が営業活動を行う主たる経済環境における通貨」とされる。機能通貨は、いくつかの要素を考慮して決定することとされており、優先的に考慮すべき要素と追加的に考慮すべき要素といった要素間のヒエラルキーが存在する。すなわち、優先的に営業上のキャッシュ・フロー（財やサービスの販売価格やコストに影響を及ぼす通貨）に着目するが、優先的な要素で機能通貨の決定が困難な場合には、財務活動を通じて資金が生み出される場合の通貨（社債や株式発行等）上のキャッシュ・フローや営業活動を通じて受け取る金額を通常留保している通貨に着目する追加的な要素を考慮して機能通貨を決定するとされている。

32. しかしながら、営業キャッシュ・フローは、企業のキャッシュ・フローを生み出す主要な源泉であるものの、資金調達により得られるキャッシュ・フロー及び機能通貨以外の通貨も含めた営業活動の結果に課される親会社所在地国の税金支払いや株主への配当の源泉として留保する通貨も、機能通貨を判断する上では、同様に重要となるケースがあると考えられる。したがって、各国固有の環境を十分考慮して、全ての主要な要素を総合的に判断すべきと考えられる。
33. また、我が国の市場関係者からは、自国通貨が機能通貨と異なる場合、企業の内部管理を反映しない財務報告を行うこととなる問題があり、また、所在地国の税法や会社法（配当可能利益の算出）が機能通貨を容認していない場合、複数の通貨をベースとする帳簿を用意する必要があり、ベネフィットに見合わない多大なコストが生じるとの指摘がある。
34. これらは、米ドルや欧州ユーロを自国通貨とする国ではあまり見られない問題と考えられ、2003年の基準改正時点では、想定されていない可能性があると思われる。したがって、現在のように、欧州以外にも広く IFRS が利用されている現状において問題が生じていないか、適用後レビューを実施すべき項目と考える。また、今後、協議文書に掲げられる外貨換算のプロジェクトを取り上げる場合には、そのプロジェクトに含めて取り扱うことが必要と考える。

その他の項目—リソースに余裕がある場合に取り上げるべき項目

35. 以下の項目は、協議文書の Appendix C に掲げられている項目のうち、IASB のリソースに余裕がある場合に、取り上げることを検討すべきと考える項目である。

共通支配下の企業間の企業結合

36. 現在の IFRS には、共通支配下の企業間の企業結合の定めがなく、実務上のバラつきへの懸念する声がある。このプロジェクトの作業は、FASB との MoU の優先項目完了を目的に延期されているが、企業グループ内再編は頻繁に行われることから、会計処理を検討するニーズは強いと考えられる。
37. 我が国では、連結財務諸表と整合するように個別財務諸表上の取引を会計処理するアプローチにより共通支配下の企業間の企業結合の会計基準が定められており、この課題について貢献できると考えている。

企業会計をめぐる諸問題について

その他の項目－削除すべきと考えられる項目

38. 以下の項目は、協議文書の Appendix C に掲げられている項目のうち、削除すべきと考えられる項目である。

負債－IAS 第 37 号の改訂

39. 2005 年に公表された公開草案では、負債を認識する場合の蓋然性要件の削除、期待値アプローチによる測定の一歩化が提案されたが、世界中で、多くの者がコメントに反対し、コンセンサスを得るのが難しい状況であると考えている。我々は、現在の IAS 第 37 号の基本的な取扱いが機能していると考えており、他のプロジェクトにリソースを振り当てるべきと考える。

その他の考慮事項

40. なお、上記の他、我が国の市場関係者から、財務諸表表示プロジェクトのうち、特に直接法キャッシュ・フロー計算書に関する提案について、従来より、間接法の情報価値のベネフィットを重くとらえ、コストベネフィットの観点等も含め、直接法の強制に対する強い懸念を抱いており、これを前提とするようなプロジェクトの進行については、反対であるとの意見が聞かれる。

我々のコメントが IASB の作業計画とアジェンダ設定の戦略的方向性の審議に貢献することを期待する。

西川郁生

企業会計基準委員会委員長

Appendix

OCI とリサイクリングに関する見解（11 項）

1. ASBJ は、OCI に含まれた項目はすべて、その後、当期純利益へのリサイクリングが必要であると考えている。当期純利益は、企業の総合的な業績指標として 1 株当たり利益など、各種の重要指標の基礎として使用されてきている。企業の業績は最終的にキャッシュ・フローに帰着し、会計はそれを各期に割り当て、意味のある業績情報を提供している。リサイクリングを行う場合、通算の当期純利益合計額とキャッシュ・フロー合計額は一致するが、ノンリサイクリング項目が生じると当期純利益に反映されないキャッシュ・フローが存在することとなり、当期純利益の総合的な業績指標としての有用性が低下する。
2. 一方で、通算された包括利益の合計額もキャッシュ・フローの合計額と一致するが、包括利益には、投資の目的となる成果が得られる前の段階での公正価値の変動等が含まれるため、投資の目的に照らした成果を示そうとする当期純利益に代わる総合的な業績指標にならない。包括利益は、キャッシュ・フローの不確実性が残っている段階における純資産の単なる期間差額であるが、当期純利益は投資に期待される成果の不確実性がなくなった時点での実際の成果情報を提供するものであると考えられる。

退職後給付における再測定部分の表示に関する見解（15 項）

3. ASBJ では、退職率の変動や割引率の変動によって生じる退職給付債務に関する数理計算上の差異は、過去の期間に当期純利益で認識された勤務費用や利息費用に対する見積りの変更であるため、変更後のある期間に当期純利益に含めるべきであると考えている。
4. また、我が国の市場関係者は、年金は超長期にわたる制度であり、短期的な割引率の変動に基づく退職給付債務の変動を即時に当期純利益に反映するのは適切ではないと考えており、年金資産についても、従業員が退職するまでにファンディングがなされればよく、短期的な時価の変動を当期純利益に反映すべきではないと考えている。
5. さらに前項を踏まえて、我が国の市場関係者は、現状、遅延認識した上で製造原価（労務費）に計上されている数理計算上の差異の償却費が、OCI 即時認識でノンリサイクリングになると、一度も当期純利益に反映されなくなるため、製造業において原価計算上、重要な問題となるとも考えている。

公正価値測定の適用範囲に関する懸念（16 項）

(a) 固定資産の再評価モデル

6. IFRS では、有形及び無形資産については、原価モデルと再評価モデルのいずれかを選択して適用する。その際、会計方針として選択し、同じ種類の固定資産全体に適用することが求められているほかは、選択に関して特段の要件はない。
7. 再評価モデルは、再評価の実務を反映した各国の会計基準の影響を受けたものであり、インフレーションなど、物価変動の影響を反映することを論拠とするものと考えられる。ただし、再評価モデルが適切と考えられる状況があったとしても、任意にその測定モデルを認めることは比較可能性の点から問題があると考えられ、原価モデルと再評価モデル各々について、その測定が適切な要件を特定し、使い分けることが適切であると考ええる。

(b) 投資不動産の公正価値モデル

8. IAS 第 40 号「投資不動産」では、投資不動産に対して、企業が原価モデルか公正価値モデルかのいずれかを選択して適用する。公正価値モデルを採用した場合、評価差額は、当期純利益に含められる。公開草案段階では投資不動産は公正価値評価のみが認められていたが、反対意見が多かったことから、原価モデルも選択できることとなっている。
9. 投資不動産⁴には、公正価値の変動により利益を獲得することを目的とした投資と、専ら長期的に賃貸収入を得ることを目的とした不動産の両方が含まれる。後者については、企業の様々なノウハウやブランド力、そして付随的なサービスの要素と不動産が結びついている場合など、原価モデルが適切と考えられる場合もある。このため、投資不動産について、任意に測定モデルを選択可能としていることが忠実な表現や比較可能性を損なう可能性があると考えられ、公正価値モデルと原価モデル各々について、その測定が適切な要件を特定し、使い分けることが適切であると考ええる。

(c) 農業に関する公正価値測定

⁴ 投資不動産は、次の目的を除き、賃貸収益若しくは資本増価又はその両方を目的として（所有者又はファイナンス・リースの借手が）保有する（土地若しくは建物——又は建物の一部——又はそれら両方の）不動産である。

- (a) 物品の製造若しくは販売又はサービスの提供、又は経営管理目的のための使用
- (b) 通常の営業過程における販売

10. IAS 第 41 号「農業」においては、生物資産については、公正価値を、信頼性をもって測定できない場合を除き、見積売却費用控除後の公正価値で測定される。公正価値の変動は、当期純利益において認識される。農産物については、生物資産から収穫された農産物は収穫時点で見積販売時費用控除後の公正価値により測定される。
11. アジアでは、マレーシアやインドなどにおいて、生物資産に関する公正価値測定の適用範囲について、改正を求める声が挙がっている。生物資産には、通常、事業に継続的に使用される固定資産と同様とみなせるものもあり、IAS 第 41 号の公正価値測定の範囲が適切でないとの意見もある。

(d) 非上場株式の公正価値測定

12. IAS 第 39 号「金融商品：認識及び測定」では、資本性金融商品に対する投資のうち、活発な市場における公表市場価格がなく、公正価値を信頼性をもって測定できないものは、取得原価で測定しなければならないとされている。しかし、IFRS 第 9 号では、この規定を引き継がず、資本性金融商品への投資すべてを公正価値で測定することとされている一方で、当時の IASB 公開草案「金融商品：分類及び測定」の反対コメントにも配慮し、IFRS 第 9 号では、限定的な状況ではあるが、相場価格のない資本性金融商品に対する投資について、取得原価が公正価値の適切な見積りとなる場合のガイダンスを設けた。
13. しかしながら、ガイダンスが有効に機能するかどうかも含め、測定の信頼性及び実務上の実行可能性の観点から、重要な懸念が我が国の市場関係者から寄せられている。

参考資料—日本語粗訳

このペーパーは、IASBによる公開会議での討論のために、IFRS財団のスタッフによって作られたものであり、IASBまたはIASBのメンバー個人の見解を表しているものではありません。IFRSの適用に関するコメントは、それが受け入れ可能な見解であるか否かを定める目的で書かれたものではありません。テクニカルな決定はすべて公開の場で行われ、IASB Updateで報告されます。

IASB の概念フレームワーク・プロジェクトについての誤解

IASBは2012年9月に概念フレームワーク・プロジェクトをどのように再開するかに関する決定をしました。IASBがこのプロジェクトを通じて行うであろうことに関して、誤解していると思われる発言が時々見受けられます。次の表で、そのような誤解のいくつかを紹介し、これらのトピックに関してIASBが最近どのように取り組んだかに関して、若干の洞察を提供したいと思います。

誤解	実際
IASBは貸借対照表だけに関心があり、財務業績は前年の貸借対照表と当年の貸借対照表との単なる差額であると考えている。	財務諸表は、企業の財政状態（企業の経済的資源と企業に対する請求権）と財務業績に関する情報を提供するものです。さらに、企業の財務業績に関する合理的に完全性のある情報を提供するためには、企業は、経済的資源と企業に対する請求権を識別し、測定しなければなりません。したがって、IASBは一種類の情報（財政状態または財務業績に関しての）を財務報告の主たる焦点に指定することはしていません（概念フレームワークに関する結論の根拠、BC 1.32項）。

誤解	実際
	言い換えると、概念フレームワークにおける収益と費用の定義は資産と負債の変動を参照してはいますが、このことは、IASB が財政状態計算書を他の計算書よりも重視していることを意味しません。 これらの計算書は相互に補完的な関係にあります。例えば、財務業績の情報は、時には、財政状態計算書で捕捉されない活動（例えば、一部の無形固定資産や市場での競争優位など）から企業がどのように便益を得ているのかを表現します。 最近の IAS 第 1 号の変更からも、IASB が包括利益（すなわち、純損益とその他の包括利益の合計）を唯一の（または実際に主要な）業績の測定値と考えているわけではないことが分かります。 概念フレームワークの表示の章で、IASB は、財務業績のさまざまな内訳項目を最も適切に表示できる方法を検討します。財務諸表利用者が企業のキャッシュフローの金額、時期および不確実性を評価するのに役立つようにするためです。

企業会計をめぐる諸問題について

誤解	実際
IASB は、伝統的な損益計算書を、その他の包括利益（OCI）と合併させることにより廃止しようとしている。	明らかに、IASB は、種類の異なる利得と損失の分類や報告をなぜ異なる方法で行うべきなのかを明確にする必要があります。これは、業績を報告する方法を最終的に変更することになる可能性があります。しかし、IASB には、業績の測定値としての純損益を廃止するという計画はありません。 最近の公開草案やディスカッションペーパーへの回答者の多くは、IASB が次のことを検討するよう要望しています。 • OCI を独立の区分として残すべきかどうか。 • OCI を損益計算書とは別の計算書で表示すべきかどうか。 • OCI を純損益とどのように区別すべきか。 • 最初に OCI に表示された項目の一部または全部を事後に純損益としてリサイクルすべきか、それともどの項目もリサイクルすべきでないのか。 IASB では、これらの論点について未だ検討していませんが、このプロジェクトで検討する予定です。

誤解	実際
IASBはヘッジ会計を廃止しようとしている。	IFRS 第9号「金融商品」の開発における最近の議論でも示されたとおり、IASBは、ヘッジ会計により企業が自らの財政状態と業績を忠実に報告できるようになると考えています。IASBでは、次のことを計画しています。 • 2012年末までにIFRS第9号にヘッジ会計に関する改訂後の要求事項を加える。 • 2013年にマクロヘッジの会計処理に関するディスカッションパーパーを公表する。
IASBは、経済実態を反映しない変動を作り出そうとしている。	IASBは、その変動が、財務諸表利用者が企業のビジネスを理解しようとする場合に理解する必要のある経済的影響を忠実に反映するものなのであれば、変動を隠したり人為的に平準化したりすることは適切ではないと考えています。変動が現実のものである場合には、会計はその現実を反映し、その影響を明確に表示すべきです。 IASBは、財務諸表利用者が次のことを容易に理解できるように、変動の影響をどのように表示するのが最善なのかを検討する予定です。 • 企業のビジネスのどの面が、変動の

企業会計をめぐる諸問題について

誤解	実際
	原因となったり、変動に晒されたりしているのか。 • 企業の財務業績のさまざまな内訳項目が、企業のキャッシュフローの金額、時期および不確実性の評価にどのように関連性を持ち得るのか。
IASB は取引の報告には関心がない。	現在の財務報告の多くが取引を基礎としており、今後もそうです。取引に関する情報は、財務諸表利用者にとって目的適合性のある情報です。IASB は、例えば次のような金額を識別するために、収益と費用をどのように表示・開示するのが最善なのかを検討する予定です。 • 取引により生じた金額 • その他の事象により生じた金額 • 価値の変動

誤解	実際
IASBは、次のことにより慎重性の原則を放棄している。 • 将来の現金流出の可能性が高いが、技術的には負債の定義を満たさない場合に、企業が負債を認識することを禁止している。 • 企業が未実現利益を計上することを認めている。	質的特性には、慎重性または保守主義の原則を含めていません。中立性と矛盾することになるからです。ある期間で資産の過小表示又は負債の過大表示を行うと、多くの場合、その後の期間での財務業績の過大表示につながります。これは慎重であるとも中立的であるとも表現できない結果です (BC3.27-29)。IASBは、慎重性を基礎的概念としては削除しました。この概念の解釈の方法や、それが過大な引当金の計上や秘密準備金の正当化に利用されることに懸念があったからです。それでもやはり、IASBは、利得と損失を報告するのは、報告された金額がその期間に発生した事象を忠実に表現すると確信が持てる場合だけとするように、会計基準の書き方に引き続き注意を払います。
IASBは、すべての負債を、企業が自己の債務を支払えなくなること（「自己の信用」の影響）を示唆する方法で測定したいと考えている（たとえその可能性が非常に低い場合であっても）。	「自己の信用」は、負債の公正価値の測定値だけでなく、償却原価にも含まれている要素です。それを認識しても、企業が債務不履行に陥ると示唆することにはなりません。しかし、自己の信用の変動が業績に与える影響は注意深く検討する必要があります。（IASBがこれを意識していることは、IFRS第9号でのこれら

企業会計をめぐる諸問題について

誤解	実際
	の変動の取扱いにも表れています)。 最近の基準であるIFRS第9号では、ほとんどの非デリバティブ金融負債は償却原価、つまり、自己の信用の変動を反映しない金額で測定されます。¹
IASBは、資産を負債と不整合な方法で測定した場合に生じる会計上のミスマッチを気にしていない。	IASBは、概念フレームワーク・プロジェクトでは、単一の測定属性をすべての資産と負債に適用すべきだという結論にはならないと予想しています。会計上のミスマッチが時には生じる可能性があります。金融商品プロジェクトや保険契約プロジェクトで採用したアプローチにも表れているように、IASBは、そのようなミスマッチに対処することが重要と考えています。

¹ 自己の信用は当初認識時の償却原価に反映されるが、自己の信用のその後の変動は償却原価に影響を与えない。

誤解	実際
IASB は、次のことにより、実質よりも形式を優先している。 • IASB の資産および負債の技術的な定義を満たす項目だけを貸借対照表に計上する。 • 資産および負債の技術的な定義を満たすすべての項目を会計処理する。 財務諸表利用者には： • IASB の資産および負債に関する技術的な定義に基づく貸借対照表は理解されない。 • 2つの貸借対照表の増減のみに基づく損益計算書は理解されない。	資産と負債の定義は、資源と義務を参照しています。これらの定義は単なる技術的なものではありません。資源と義務は、マッチングのプロセスによる単なる未解消の残額である会計上の仕訳とは本質的に異なります。 企業の資源と義務を体系化に要約したものは、マッチングのプロセスによる未解消の残額の記載よりも、財務諸表利用者には企業の財政状態に関する目的適合性の高い情報を提供します。 IASB は、財務諸表利用者には目的適合性のある情報を提供するために、収益と費用の最善の表示方法、および適切な場合にはその分解の方法を検討します。
IASB は、企業が、購入契約や販売契約、先渡契約など、すべての「未履行契約」を会計処理したいと考えている。	さまざまな基準書およびプロジェクトにおいて、IASB は通常、現行の実務を維持しており、少なくとも一方の契約当事者が契約に基づく履行を開始するまで、未履行契約の会計処理はしません（ただし、契約が不利になった場合は例外となります）。IASB ではこの結論を変更する計画はありません。
IASB は公正価値ですべてを測定しようとしている。	IASB は、すべての資産および負債を公正価値で測定するよう企業に求めること

企業会計をめぐる諸問題について

誤解	実際
	は意図していません。このプロジェクトでも他でも、過去の議論の中で、IASBのメンバーは、すべての資産および負債について単一の測定属性が適切とは考えていないことを明確にしてきました。 概念フレームワークの測定の章は、開発されれば、特定のプロジェクトで特定の項目にどの測定属性を選択すべきかを決定する際のガイダンスを提供するものとなるはずです。
IASBは、企業が財政状態計算書で事業全体の価値を示すことを望んでいる。	これは事実でないばかりでなく、何ら単独での意味を持たない調整金額を加えない限り実務的に不可能です。2010年公表の概念フレームワークのOB7項は「一般目的財務報告書は、報告企業の価値を示すようには設計されていないが、現在の及び潜在的な投資者、融資者及び他の債権者が報告企業の価値を見積るのに役立つ情報を提供する。」と述べています。

誤解	実際
IASB は、企業のビジネスモデルと矛盾する会計処理を望んでいる。	ビジネスモデルは、IASB の会計基準のいくつかの局面で重要な役割を果たしています。例えば、 • 棚卸資産と有形固定資産との長年にわたり行われている区別 • 金融資産の分類の要求事項（これについて IASB はビジネスモデルが引き続き中心となることを再確認した） 概念フレームワークを開発するにあたって、IASB はビジネスモデルがどのような役割を果たすべきかを正確に決定する必要があります。
IASB は、すべての資産を解散価値で測定したいと考えている（たとえ、企業がそのような価額での資産の売却を望んでおらず、その必要もない場合でも）。	前述のとおり、IASB には、すべての資産について単一の測定属性の使用を求める計画はありません。 IASB は、実際に一部の資産について公正価値での測定を求めています。しかし、公正価値は解散価値を反映するものではありません。例えば、生産プロセスで使用される資産の場合、公正価値は通常、廃品価値での売却だけを反映するものではなく、むしろ、営業活動での使用を考慮した後の価値を反映する可能性の方が高いと言えます。

企業会計をめぐる諸問題について

誤解	実際
IASBは、複雑すぎる会計を作り出そうとしている。	IASBは、単純なアプローチが財務諸表利用者の必要とする情報を提供する場合には、そのアプローチを採用します。 2010年公表の概念フレームワークでは次のように述べています。 ● 情報を分類し、特徴付けし、明瞭かつ簡潔に表示することにより、情報が理解可能となる。(QC30) ● 現象の中には、本質的に複雑で理解が容易にはならないものもある。そうした現象に関する情報を財務報告書から除外すれば、それらの財務報告書の情報は理解しやすくなるかもしれない。しかし、そうした報告は、不完全となり、したがって誤解を招くものとなる可能性がある。(QC31) ● 財務報告書は、事業及び経済活動についての合理的な知識を有し、情報を入念に検討し分析する利用者のために作成される。時には、十分な情報を持った勤勉な利用者であっても、複雑な経済現象に関する情報を理解するために助言者の支援を求める必要がある場合もある。(QC32)

誤解	実際
IASBは、費用対効果のテストに合格しない会計を作り出そうとしている。	IASB は、費用対効果の評価を非常に真剣に考えています。2010 年公表の概念フレームワークの QC35 項から QC38 項では、IASB は、特定の情報を報告することによる便益によって、その情報を提供し利用することから生じるコストを正当化が必要であると述べています。 IASB は、自らの提案で生じる可能性の高い影響にますます注意を払っています。IASB は、その影響に関する理解を、提案の正式な公開や、実地調査、分析、アウトリーチを通じて得ています。
IASBは、期待値（確率加重平均）をすべてのものに使用したいと考えている。	期待値は、経済的影響の測定と表示のための貴重なツールとなり得る場合があります。 IASB は、2011 年 2 月に、生じ得る金額に幅のあるキャッシュフローを用いて資産または負債を測定する場合に、どのようなアプローチを採用すべきかを検討したスタッフペーパーを議論しました。このペーパーは、以下のアプローチを検討し、それぞれの方法がどのような場合により適切となる可能性が高いのかを論じたものでした。 ● 期待値 ● 発生する可能性の方が高い最大値

企業会計をめぐる諸問題について

誤解	実際
	• 最も発生の可能性の高い結果 • 生じ得る結果の範囲の最小値または最大値 • 生じ得る結果の範囲の中央値 • 生じ得る結果の範囲の中で期待値に最も近い値 このパーパーは、すべての状況に単一のアプローチを推奨したものではありませんでした。
IASBは、企業およびその資源に関する経営者の受託責任の評価に関する財務諸表の重要な役割を無視している。	2010年公表の概念フレームワークのOB4項では、財務諸表利用者が必要としている情報は、単に企業の資源や企業に対する請求権に関するものだけではなく、「企業の経営者や統治機関が企業の資源を利用する責任をどれだけ効率的かつ効果的に果たしたのか」に関する情報も含まれると述べています。 IASBは、将来キャッシュフローの見通しの評価と、経営者の受託責任の質の評価のいずれか一方が他方よりも重要だと示唆する意図はありません。両者とも、企業への資源の提供に関する意思決定をする際に重要です。また、受託責任に関する情報も、経営者の活動に対する投票権または他の形で影響力を有する資源提供者にとって重要です。（BC1.27項）

誤解	実際
会計基準を開発する際に、IASBは、利用者への有用な情報の提供よりも、むしろ抽象的で理論的な概念フレームワークへの準拠に固執する。	概念フレームワークは、それ自体が最終目標なのではなく、目的のための手段であり、その目的とは、利用者に経済的意思決定のための有用な情報を与える（便益を超えないコストで）ことです。IASBは、この目的を念頭に置いて概念フレームワークの開発を続けます。 稀な場合において、IASB が概念フレームワークと矛盾する IFRS を公表することもあり得ます。それは、概念フレームワークからの離脱が必要だと IASB が判断した場合であり、関係者にとって、企業への資源の提供に関する意思決定のために有用な、報告企業に関する財務情報を IFRS が作り出すのに必要だという判断によります。その関係者とは、既存の投資者および潜在的な投資者、融資者その他の債権者です。そのような場合には、IASB は離脱の事実とその理由を、当該 IFRS に関する結論の根拠に記載するものとしています。

会計基準諮問フォーラム①

- 2012年11月1日、国際会計基準審議会(IASB)の母体である国際会計基準(IFRS)財団は、IASBと各国基準設定主体との意見交換を行う場として、多国間の会計基準設定主体による会計基準諮問フォーラム(Accounting Standards Advisory Forum; ASAF)を設立するとの提案を公表。

- 提案は12月17日までパブリック・コメントに付された。今後は、パブリック・コメントの結果を踏まえ、2013年1月のIFRS財団評議員会会合において了承を得た後、可能な限り早い時期に設立する予定とされている。

会計基準諮問フォーラム②

ASAF設立に関する提案の概要

【役割】

○基準設定活動に関連した主要な技術的論点に関する助言及び見解のIASBへの提供。

○各国・地域の論点に関するインプットの提供。

【メンバー構成】

○各国基準設定主体や会計基準に関する地域ネットワークから構成。

○メンバーは合計12。

—内訳は、アジア3、米州3、欧州3、アフリカ1、その他(World at large)2

○メンバー要件は2年に1回見直し。

○メンバーの選定に際しては、テクニカルな能力、資本市場の規模、IFRS設定への貢献、人的・資金的なリソース等の要素を考慮。

○会議は年に4回・各1.5日間開催。公開形式。